

東洋文化研究所紀要 第167冊
平成 27 年 3 月 抜 刷

建国期のイスラエル内閣閣議議事録 史料紹介と予備的考察（二）

——『暫定政府会合議事録』第1巻（1948年5月16日～5月30日）
に見るイスラエル国家の性格及び
諸制度をめぐる論争とアラブ問題——

森 まり子

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（二）

——『暫定政府会合議事録』第1巻（1948年5月16日～
5月30日）に見るイスラエル国家の性格及び諸制度を
めぐる論争とアラブ問題——

森 まり子

目次

はじめに——危機の二週間における「権力」と、国の理念をめぐる論争——

1. 史料の性格と背景

- (1) 『暫定政府会合議事録』の位置づけ
- (2) 本議事録の軍事的・政治的背景
 - ①軍事的背景 ②政治的背景

2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第1巻の概要——

- (1) 1948年5月16日
 - ①議題についての提案 ②諸会合の準備の提案 ③諸政府との交渉につい
ての報告 ④大使の問題 ⑤前線の状況についての報告 ⑥閣僚ポストの
割り当て ⑦国家の土台をおく法令 ⑧国家評議会大統領としてワイツマ
ン博士を選出すること

(2) 1948年5月19日

- ①軍事状況についての情報 ②「統治と法の諸措置」令についての話し合い
- ③船舶旗法と切手法 ④今後の政府会合 ⑤アリヤーの諸問題
- ⑥赤十字の庇護下にあるテルアヴィヴの病院

(3) 1948年5月20日

- ①軍事状況についての情報と対外事項 ②大使の任命 ③時計を2時間前に戻すこと
- ④婦女子を移動させる必要性のための予算配分 ⑤購入命令を出す権限
- ⑥旗 ⑦閣僚ポストの割り当て、政治行政機関の構成
- ⑧「統治と法の諸措置」令 1948年

(4) 1948年5月23日

- ①軍事状況についての情報 ②対外事項についての情報、ジュネーヴの国際赤十字からの電報
- ③安保理決議 ④閣僚ポストの割り当てと国防事項に関する五人委員会
- ⑤船舶登録証のための政府登録官の任命 ⑥国家評議会の開催
- ⑦イスラエル国防軍令 ⑧イスラエル国家における電車のシンボル
- ⑨国民勤労奉仕のための国のマンパワーの動員についての緊急時規則に関する話し合い
- ⑩暫定政府会合の運営規程 ⑪警戒時における仕事の手順
- ⑫官庁をサロナに集中させる事について

(5) 1948年5月26日

- ①安保理からの停戦要求 ②イスラエル国防軍令 ③軍事的戦線の状況——情報
- ③ 1. 政治的情報 ④閣僚ポストと法的権限 ⑤マンパワーの動員
- 〔⑥削除〕 ⑦裁判官の承認

(6) 1948年5月30日

- ①イスラエル国防軍への誓いの文面 ②軍事状況についての調査報告
- ③対外政策の諸問題についての概観 ④閣僚ポストの割り当て
- ⑥停戦についての安保理決議 ⑦征服地法 ⑧1941年ハガナー規程（資金）
- ⑨所得税法（暫定的な指示） ⑩政府官庁における労働時間 ⑪省庁間委員会

3. 予備的考察——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

- (1) イスラエル国家に対する諸外国の承認
- (2) 閣僚ポストの割り当て
 - ① 宗教政党出身者のポストをめぐる紛糾
 - ② ベングリオンの国防相ポスト受諾をめぐる紛糾
- (3) 「統治と法の諸措置」令
 - ① 暫定国家評議会（議会）と暫定政府（内閣）の構成メンバー
 - ② 議会と内閣の関係——予算決定権と立法権をめぐる闘争——
 - ③ 委任統治政府からの法と権力の継承
 - ④ 司法
- (4) イスラエル国防軍令
- (5) 安保理停戦決議の受諾をめぐって
- (6) アラブ問題
 - ① イスラエルに対するアラブ諸国の承認問題
 - ② 議会と内閣へのアラブ人の参加——「統治と法の諸措置」令 1～2 条——
 - ③ アラブ地域の掌握とユダヤ化
 - ④ 国境線問題
 - ⑤ 政府・官庁におけるアラブ市民の扱い
 - (i) ヴァアド・レウミから政府への業務移管
 - (ii) 宗教省の設置及び役割をめぐる議論
 - (iii) 内務省と国籍問題
 - (iv) 法務省とヘブライ法及び裁判官任命問題
 - (v) 少数派省

終わりに

——暫定政府に残存していた「アラブ人帰還」と「市民国家」の選択肢——

はじめに

——危機の二週間における「権力」と国の理念をめぐる論争——

「権力」⁽¹⁾とは何か。それはどのような場に生じ、いかに形成されるのか。

政治学が抽象度の高い理論によって普遍的な角度から切り込むこの問題に対して、歴史学では具体的な史料を通じて個別的な角度から接近する事が可能である。

本稿はイスラエル建国直後の危機的な二週間を扱った閣議議事録『暫定政府会合議事録』第1巻(1948年5月16日～5月30日)(イスラエル国立文書館蔵、ヘブライ語、全199ページ、以下「本議事録」)の内容を紹介した上で、主要論点、特にアラブ問題(アラブ諸国及びパレスチナのアラブ人との関係の問題)に関する予備的考察を加えるものであり、建国史を再検討するための基礎作業の第二弾である⁽²⁾。本稿では特に、冒頭で述べた「権力」が、生まれたばかりの「暫定政府」の閣議の場で正に生成され既成事実化される側面に注目しつつ、そのような「権力」と諸制度の骨格がつくられていく中でアラブ問題がいかに扱われたかを分析する。

従来の建国期イスラエルの研究では、内政(外交政策の決定過程を含む)と、アラブ問題及びシオニズムは別々の関心から研究されてきた傾向があり、政治とイデオロギーの関係を分析対象として取り上げるような社会科学的関心が全般に希薄であった⁽³⁾。政治研究と思想史研究が十分に統合されなかった結果、近年のイスラエル建国史論争⁽⁴⁾も、「パレスチナ人追放政策はあったか否か」という一点のみに目を据えて現実政治の文脈を考慮せず哲学的真空の中で議論するような、感情論に近い形で終始せざるを得なかった。本稿は前稿⁽⁵⁾に引き続き、このような研究状況への批判的立場から、一次史料の再検討に基づいて対アラブ政策が形成された1948年当時の政治的文脈、特に内政の文脈を、閣

議を軸に細部にわたって再現しようとする試みである。

このような分析方法を取ると、「追放政策はあったか否か」という単純な議論の立て方は、閣議事録が提示するリアリティーの複雑さに圧倒されざるを得ない。前稿の冒頭で示した『『狂気』の枠組みの中の合理性』モデル⁽⁶⁾に沿って言えば、少なくとも本議事録の範囲ではアラブ問題は引き続き率直かつ合理的に扱われ、一部の閣僚はアラブ人の帰還を真剣に前提としていた事実が浮かび上がる。少なくとも閣議のレベルでは、「民族国家」という理念的モデルは、帰還したアラブ人を含む「市民国家」にならざるを得ないという現実の可能性の前に必ずしも自明ではなく、従って諸制度の方向性も流動的であった。しかしそれと同時に、当時の文脈では目立たないが後に肥大化する「狂気」の芽も紛れもなく存在している。5月26日閣議における大幅な削除部分⁽⁷⁾は恐らくその一つであろう。

本議事録における暫定政府の優先的審議事項は、本稿で整理するように、イスラエル国家に対する諸外国の承認・閣僚ポストの割り当て・「統治と法の諸措置」令・イスラエル国防軍令・安保理停戦決議の受諾の五点に集約される。これらの問題の審議を通じて一貫して浮かび上がるのは、究極的な政策決定権を暫定国家評議会（議会）ではなく暫定政府（内閣）に、特に自らに集中しようとするベングリオンとそれに対抗する他閣僚との「権力」の所在をめぐる抗争、及びその抗争と不可分であった国の基本的理念や方向性（「民主主義」度や「市民国家」度など）をめぐる争いであった。アラブ問題はこのような内政環境の中でこそ討議され、選択肢を限定されていったのである。

1. 史料の性格と背景

(1) 『暫定政府会合議事録』の位置づけ

本稿が分析の対象とするのは、1948年5月14日のイスラエル建国宣言と同

時に成立した、ベングリオンを首班とする「暫定政府」（その1か月前から存在してきた「人民執行部」を継承）の会合すなわち「閣議」の、議事録の第1巻（1948年5月16日～30日）である。

本議事録においては5月26日閣議の議題の一つがタイトルごと削除され、その議事内容も丸ごと（9ページ強）削除されている。その他の削除部分は量的に少なく、いずれもアラブ・軍事関連の機密事項と推測される。

(2) 本議事録の軍事的・政治的背景

ここでは本議事録がカバーする1948年5月16日～30日という期間の背景を概観する。

① 軍事的背景

5月14日の建国宣言と15日のイギリス委任統治の終了と共にアラブ諸国軍がパレスチナに侵攻してイスラエル側の兵力⁽⁸⁾と戦火を交え（第一次中東戦争）、イスラエル側の動員数は3万人を超えた（16日）⁽⁹⁾。アラブ軍団（トランスヨルダン軍）はヨルダン川を渡ってエルサレムに進軍し、17日にニヴェー・ヤアコヴ⁽¹⁰⁾（エルサレムの北）などのユダヤ人入植地を掌握した。エルサレムでアラブ軍団は16日にシャイフ・ジャラーフ地区⁽¹¹⁾を再び奪取し、28日には旧市街のユダヤ人地区を制圧したが、21～25日の戦闘でエルサレムの南にあるラマツ・ラヘルは攻防の末ユダヤ人によって保持される事となった。イスラエル側は旧市街を除くエルサレムのほぼ全域を掌握したが（16日）、食糧不足に苦しむ同市のユダヤ人への物資輸送が喫緊の課題であった（19日）。エルサレム戦線は最大の焦点であり、激戦下でイスラエル側は甚大な被害を蒙るが、25日にはラトルン⁽¹²⁾方面へのアラブ兵力の結集によって、アラブ側からエルサレムにかけられていた軍事的圧力が弱まり、状況はやや緩和された[126～127]⁽¹³⁾。16～30日にイスラエル側は、ベンヌン作戦でアラブ軍団からラトルンを奪回しようとするも果たせなかったが、近隣の村々は占領した。

30日閣議では迅速にエルサレムを征服せよというアラブ軍団への指令をイスラエル側が傍受し、その際にイギリスがトランスヨルダンに提供した（毒）ガスを使用するという命令も併せて把握した事をベングリオンが報告している。彼はエジプト軍が北進しており、エルサレムへの攻勢をめぐってアラブ軍団と連携している可能性がある、とも推測している [169]。このようにエルサレム攻防戦は5月末に一つの山場を迎えていた。

一方イラク軍はヨルダン川を渡り、24日にナーブルス・ジェニン（ジニン）・トゥルカレム（トゥールカルム）⁽¹⁴⁾の三角地帯に進軍した。エジプト軍は境界線を越え、海岸を北上して24日にヤド・モルデハイ⁽¹⁵⁾を掌握している。エジプトの不正規兵はベトレヘムに向かい、アラブ軍団と合流した。シリア軍も境界線を越え、20日にデガニヤの双子の入植地⁽¹⁶⁾から撃退されたが、6月10日にミシュマル・ハヤルデン⁽¹⁷⁾を掌握する。ヨルダン渓谷でも兵器不足により「状況は大変深刻」[6]で（16日）、命令に反して放棄された入植地もあり、約1200人の子供達が避難させられたが、戦況は徐々に落ち着いた（19・26日）。

北部では、ベンアミ作戦（13～21日に展開）でイスラエルはアッコ⁽¹⁸⁾と同市の北の海岸地帯を占領した。ハイファ周辺でも、海岸平野で残っていた最後の村の一つであるタントウーラが22～23日に制圧されている⁽¹⁹⁾。イスラエルは国連分割決議でアラブ人国家領に指定されていた西ガリラヤ全土を掌握し、レバノンとの境界線を越えた軍事行動も行った（19日）。南部ではネゲヴでエジプト軍との対峙と緊張が続き（19日）、エジプト軍によってユダヤ人諸入植地が攻撃され、その幾つかはほぼ破壊された（23日）。ベングリオンはイギリス筋の情報をもとに、シリアとレバノンによる北からの攻勢と南部へのエジプトの攻勢は、イスラエル軍を南北に分断し、手薄になる中部（ベトシェアン渓谷とエルサレム）にアラブ軍団が攻勢をかける作戦と理解していた[64]（23日）。26日閣議で全体的な戦略を問われたベングリオンは、エルサレムの解放とその周辺の制圧、南部における拠点の強化、北部における攻撃によりレバノ

ンを戦争から脱落させる、という三点を説明している [129]。

以上の展開を受け、5月20日に国連安全保障理事会（以下「安保理」）はスウェーデンのベルナドット伯をパレスチナ問題に関する国連調停官に任命⁽²⁰⁾、22日には停戦決議を採択してイスラエル・アラブ双方に受諾を求め、6月11日～7月8日に発効する第一次停戦への道を開いた。

② 政治的背景

1948年5月14日に成立した暫定政府は、ベングリオンによる国防相ポストの受諾の遅延と宗教政党出身者のポスト配分をめぐる紛糾のため、30日閣議において漸く以下の閣僚リストを正式に発表する段階までこぎつけた（政党などの説明は前稿の註17～29を参照）。

ダヴィド・ベングリオン・・・首相・国防相（マパイ）

モルデハイ・ベントヴ・・・労働相（マパム）

ベレッツ・ベルンシュタイン・・・通商産業相（一般シオニスト党）

イツハク・グリェンバウム・・・内務相（一般シオニスト党）

（ラビ）イツハク・メイル・レヴィン・・・社会福祉相（アグダト・イスラエル）

（ラビ）イエフダ・フィシュマン・・・宗教相（ミズラヒ）

アハロン・ツイスリング・・・農業相（マパム）

エリエゼル・カプラン・・・大蔵相（マパイ）

ピンハス・フェリックス・ローゼンブルート（後にローゼンと改名）
・・・法務相（進歩党）

ダヴィド・レメズ・・・運輸相（マパイ）

ベホル・シトリト・・・警察相・少数派相⁽²¹⁾（スファラディーム党）

（ラビ）モシェー・シャピラ・・・移民・保健相（ハポエル・ハミズラヒ）

モシェー・シェルトク（後にシャレットと改名）・・・外相（マパイ）

シオニズム左派が6人（マパイ4人とマパム2人）、中道が3人（進歩党1

人と一般シオニスト党が2人)、宗教が3人、スファラディーム党が1人で、左派主導の連立内閣である。本議事録では、マバム(マパイより左寄り)と宗教諸政党の出身者の、マパイの主導権を牽制する発言が目立つ。彼らの発言力は、右派を除外する内閣をつくる上でマバムと宗教政党が不可欠な連立相手であったというマパイ側の事情に一因がある。進歩党とスファラディーム党の閣僚2人もリベラルな意見を表明しており、ベングリオンの権力の突出を牽制するような構造と力学を暫定政府は持っていた。但し、政党区分はアラブ問題に関する「行動派」と「穏健派」の区分には必ずしも重ならなかった。「穏健派」が所属政党の違いを超えて過半数を占め、「行動派」のベングリオンを牽制していたのである。加えて世俗と宗教の対立軸が顕在化した事も、本議事録で扱う期間の政治の特徴であると言えよう。

このほか、人民評議会を引き継いだ暫定国家評議会が議会に相当する機関として機能していた。しかし本議事録では、諸制度の枠組みを政府主導で暫定国家評議会を通さずに作り上げようとするベングリオンに対して、他の閣僚たちが「権力」を感じ、集团的意志がより強く反映する暫定国家評議会の承認を得る事を主張する場面が出てくる。

次に閣議運営規程(23日閣議で採択)の主要部分を要約しておく。閣議は週2回の決まった日に開かれ、非定例閣議の召集や定例閣議の中止については首相が決め、秘書官が24時間前に通知する。更にツイスリングの提案により、非定例閣議は首相が決めるのみならず4閣僚が書面で要求する場合には、36時間以内に召集されねばならない、という部分が付加された(1条)。議題のリストアップは首相が行うが、閣僚も適切な時に秘書官を通じて議題を提起する事ができる。当該分野に責任を持つ閣僚が欠席している時にその議題を議論してはならない(2条)。全ての決定は単純多数で採択される(3条)。議長不在の場合は蔵相によって運営される(4条)。閣議の冒頭で閣僚は議題にない事柄についての問題を提起できる(5条)。閣議の時間は3時間を超えない(8

条)。議事録は速記者によって取られ、閣僚は自らの発言のコピーを受け取って確認する。決議の文面に不満がある場合は近い閣議で最初の議題となる。その時までは決議の効力や正確さについて不平を述べてはならない(10条)。閣議出席者はそこで話された全ての事項について完全な守秘義務がある。これについてはツイスリングの提案により、国防と税についてのみに記録を禁止する、と決定された⁽²²⁾(11条)。更にツイスリングの提案により次のような12条が付加された。閣僚は自分の責任分野について、自らの省の課長1～2人或いは専門家を、秘書官と議長にあらかじめ知らせた上で閣議に出席させる事ができる。

すなわち閣議は全体として首相が主導権を持つが、その他の閣僚の権利も非定例閣議の開催要求・議題提案・議事録確認と訂正要求の面でバランスを取るように配慮されている。また記録を取る事が禁止される事項も最小限とされている。これらはアラブ問題の審議を検討する上でも考慮すべき背景として念頭におきたい。

国際情勢について触れると、イスラエルに対する国家承認が焦点となった時期であった。アメリカ合衆国は5月14日に「事実上の承認」を行い、ソ連は17日に「法的な承認」で対抗した⁽²³⁾。イスラエルを承認した国々との間で大使の交換・大使館開設を行う事も喫緊の課題であった。他方、安保理停戦決議(前述)の受諾も閣議の重要な議題であった。

2. 史料紹介——『暫定政府会合議事録』第1巻の概要——

1で概観した背景を踏まえつつ本議事録の概要を、関係部分を厳選して紹介する。

(1) 1948年5月16日(欠席者：グリェンバウム、レヴィン⁽²⁴⁾)

③ 諸政府との交渉についての報告⁽²⁵⁾

[シェルトクの報告は省略]

ベントヴ これ [アメリカ合衆国のイスラエル承認] は単なる宣言だが、国家領域において我々が実質的な支配権を獲得した事についての一節がなくてもよかったのか [4]。

シェルトク 文面を読んだところでは、その問題は起こっていない——その事は明白で決定的だ。しかし次の機会にそうした一節を付け加える事はできる。・・・[4] ⁽²⁶⁾。

ベングリオン アラブ諸国に対する [イスラエル承認] 要請の問題について決定が求められる。我々はこれらの国・・・との良好な関係に関心がある。私の意見ではこれらの国に要請する必要がある。[彼らが] 何と答えるかは見てみよう。もしかすると、彼らが我々に宣戦布告しなかったかのような顔を我々がすべきだろうか [4]。

ツイスリング 私の意見では、彼らが宣戦布告した事から目をそむけずに彼らに要請する必要がある。つまり我々が相互に敵対行為の中止を呼びかけている、という特別の追加・・・を付すのだ [4]。

ベントヴ 恐らくそうした要請を国連経由で渡す事もできるだろうか [4]。

シェルトク それにはパイプがない。・・・何よりもまず我々は国連事務局に要請したのであり、我々は [建国] 宣言のより広範な部分を送った。・・・最後に我々は言った。暫定政府は総会決議で定められた義務に署名する用意があり、国連への加盟を要請する、と [5]。

アラブ諸国にも [承認を] 要請するべきであると決定された。

シトリト 我々の主権を侵害しているアラブ諸政府に要請する事は、彼らの行動に耳を塞ぐようなものだ [5]。

ベングリオン ツイスリングが既に言ったように、要請の際には我々は敵対行為を中止するよう要求するだろう [5]。

⑦ 国家の土台をおく法令⁽²⁷⁾

ローゼンブルート・・・[法案を一条ずつ読む]

国家の土台をおく法令 第7案 1948年5月14日 [16日原案]

第1章 統治

1. 暫定統治評議会⁽²⁸⁾

(A) [第一段落省略] イスラエル国家を承認している、アラブ人と国の住民の代表たちは評議会に参加させられるであろう。しかし評議会への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう [11]。[(B) 省略]

2. 暫定政府

(A) [第一段落省略] イスラエル国家を承認している、アラブ人と国の住民の代表たちは暫定政府に参加させられるであろう。しかし暫定政府への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう [12]。[(B)～(F) 省略]

3. 地方の指導者 4. 地方の権限 [12]

第2章 予算と税 5. 予算 [12] 6. 税等 [13]

第3章 立法 7. 法令 8. 規則 [13]

9. 緊急時規則

(A) 首相及び、暫定政府によって決められるであろう全ての閣僚は、国家の防衛、共同体の安全保障、供給の存続、不可欠なサービスのためによりと見られる全ての場合において、緊急時規則を制定する事ができる [13]。

(B) 緊急時規則は、その諸規則の目的の実現のために命令を行う権限を、全ての閣僚とその他全ての当局に与える事ができる [13]。

(C) 緊急時規則は全ての法を修正し、変更し、その効力を一時的に弱めたり、それに条件を付けたりする事ができ、全ての緊急時規則とそれによって与えられた全ての命令は、他の全ての法との矛盾が見られても効力を持つ [13]。

(D) [省略]

10. 官報 [13]

第4章 法 11. 現行法 [14] 12. イギリスへの依存の廃止 [14]

13. 様々な法令の廃止 [14] 14. 権限の移譲 [14～15]

15. 更なる法の調和 [15] 16. 公認された〔法の〕文面 [15]

第5章 裁判所 17. 裁判所の設立 18. 裁判官の任命 19. 裁判所の権限

20. 裁判所の構成 21. 宗教裁判所 22. 祝祭 [15～16]

第6章 移行期の指示 [16～18] 23. 政府の官僚 24. 警察官

25. 諸協会等 26. 命令の有効性等 27. 税の支払い等 28. 裁判所, 法等

29. 任命される国務大臣 30. 略称

31. 本法は1948年5月14日に発効したものと解釈されるであろう [18]。

付録(1条A) 暫定国家評議会メンバーのリスト [18] 暫定政府のメンバー [19]

1948年5月19日 ダヴィド・ベングリオン首相

フェリックス・ローゼンブルート法相

第1章 についての話し合いの概要

ツィスリング 1条(A)の第二段落を次のように起草する事を提案する。「国の住民たるアラブ人の代表たちは評議会に参加する資格があるが、評議会への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう」と [20]。

シェルトク 原案を残すよう提案する [20]。

ベントヴ ツィスリングの試みを支持する。「国家を承認している」という文言は余計だ。イギリス議会に参加したアイルランド人は、イギリス支配を承認していなかった。連邦にいたいと欲するが国家を承認しないアラブ政党がある事を想定できる事になる。このような事態は合法的だろうか? 「承認している」という表現は、選挙に参加したい全てのアラブ人の〔イスラエルを承認しているという〕宣言を義務づける。・・・これは差別にほかならない [20]。

ベングリオン ベントヴは正しい。・・・「承認している」の代わりに「そのよ

うに欲している」と言う事も多分できるのではないか [20]。

ローゼンブルート 「参加する資格がある」と言うのと割合や数を暗に意味し、「加入する（資格がある）」と言うとその事を当局の手中に委ねている [20]。

シトリト 次のように案を作る事を提案する。「国の住民の代表たちは評議会に参加するであろう。国の住民の一部の不参加はその権限を減じないであろう」。我々は宗教と人種に関わりなく市民の権利を確立せねばならない [20]。

投票によって、原案が可決された [21～22の議論省略]

以下、第1章の修正された文面 [16日修正案]

1. 暫定国家評議会

(A)・・・イスラエル国家を承認している、国の住民たるアラブ人の代表たち⁽²⁹⁾は、評議会に参加させられるであろう。評議会への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう [22]。[(B) 省略]

2. 暫定政府

(A)・・・イスラエル国家を承認している、国の住民たるアラブ人の代表たちは、暫定政府に参加させられるであろう。暫定政府への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう [22]。[(B)～(F) 省略 22～23] [3～4条は省略 23]

第2章についての話し合いの概要

ベングリオン [暫定国家評議会の支出予算決定権]この制限[一段落の付加]は必要である。・・・[23] [ベントヴ, ツィスリング, レメズの反対論 省略 23～24]

ベングリオン この政府は評議会によって構成されたわけではない。・・・政府は評議会を構成したのと同じ諸機関によって構成された。政府の権限は評議会に由来しない。政府はシオニスト行動委員会, ユダヤ機関執行部, ヴァアド・レウミ (民族委員会)⁽³⁰⁾に由来する。・・・しかしこれは今の時点では決定さ

れようとするものではない（ベントヴ、ツイスリング これについては我々の間には論争がある！）—— [論争は] あり得る [24]。

ベントヴ ……あなたのお話では、もしシオニスト行動委員会とヴァアド・レウミが今日開かれて彼らの決定を取り消したら——その名が評議会であるところの機関が廃止されるだろうと聞こえる。それはあり得ない。……[24]。

一段落を付加するというベングリオン提案は、5条(B)とする旨採択された第2章 予算と税 修正案 [16日修正案]

5. 予算

(B) 暫定統治評議会は、暫定政府によって提案される以上に、全体的にも部分的にも支出予算を拡大する権限を持たない [25]。

6. [変更なし]

第3章についての話し合いの概要

ツイスリング 評議会を開く可能性がない時にのみこのような権限を政府に与える、と付け加える事を要請する。これらの法は2か月以内に国家評議会の承認を受けねばならない。それを過ぎた後は、それらは廃止される [25]。

採択されず

カプラン 9条(A) に修正がある。……[25]。

ツイスリング 9条(A) についてのカプランの修正に賛成する。9条(B) を削除する事を提案する——これは政府の事項だ。……9条(C) には反対だ——これは国家評議会の領域を政府が廃する可能性である。……[25]

カプランの修正が採択された 9条(B) が削除された

以下、第3章の修正された文面 [16日修正案]

7. [変更なし] 8. [γψ⁽³¹⁾以外は変更なし 26]

9. (A) 暫定政府は、国家の防衛、共同体の安全保障、供給の存続、不可欠なサービスのためによと見られる全ての場合において、首相或いはそのように決め

られた他の全ての大臣に権限を与えて緊急法を制定する事ができる [26]。

(B) [原案 (C)] (C) [原案 (D)]

第4章についての話し合いの概要 [省略] 第4章 法 修正案 [16日修正案]

[省略 27～28] 第5章についての話し合いの概要 [省略]

(2) 1948年5月19日 (欠席者：ベルンシュタイン、グリェンバウム、レヴィン)

② 「統治と法の諸措置」令についての話し合い

ローゼンブルート 私は国家評議会で選出された第5回委員会を通過した草案をあなた方の前に持って来ている。委員会は首相の短くせよという要求を満たさず、少々付け足した。・・・[36]。

A) 裁判所についての付加 (17条) [省略 36]

B) 軍事力についての付加 (18条)

18条 軍事力 暫定政府は陸・海・空における軍事力を創設する権限を有し、それらは国の防衛のために必要とされる合法的な行動を行う事を許されるであろう [36]。

C) 過渡期の指示の章についての付加 (19条)

19条 命令その他の効力 (B) 1947年11月29日とこの法令の公布日までの間に、エレッツ・イスラエル⁽³²⁾のためのユダヤ機関、・・・ヴァアド・レウミヤそれらの部局の一つによって公布された法、命令、布告、指示・・・は、暫定国家評議会によって・・・変更、修正、廃止されない限り効力を持ち続けるであろう。[37]

ベングリオン これは大変重要な付加だ [37]。

ローゼンブルート ……[37]。委員会は5条 (B) を削除した。・・・委員会を同意する方向に持って行く事は不可能であった、というのも反対が全体にわたっていたからだ。しかしこれに対して私は・・・緊急時法についての9条

(B) を入れる事に成功した。・・・最終的には私は、今が緊急時かどうかを国家評議会が決め、然る後に政府が全権限を持つと提案した後に・・・委員会の4人のメンバーの同意を取り付けた。今夕、緊急時についての宣言が評議会に持ち込まれるだろう。・・・[37]。

ローゼンブルートは法案を一条一条読む。・・・[37]。

「統治と法の諸措置」令 1948年 [19日原案]

第1章 統治

1. 暫定国家評議会

(A)・・・イスラエル国家を承認している、国の住民たるアラブ人の代表たちは、[暫定国家]評議会によって定められるであろうところに従い、暫定国家評議会に参加させられるであろう。評議会への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう [38]。[(B) 省略]

2. 暫定政府

(A)・・・イスラエル国家を承認している、国の住民たるアラブ人の代表たちは、暫定国家評議会によって定められるであろうところに従い、暫定政府に参加させられるであろう。暫定政府への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう [38]。

(B) 暫定政府は、暫定国家評議会によって策定された政策路線に従って行動し、その決定を実行し、その行動について報告を提出するであろう [38]。

(C) 暫定政府はそのメンバーから首相を選出し、各メンバーの任務を決めるであろう。暫定政府のメンバーはシャル (שר) と呼ばれるであろう [38]。

(D) 暫定政府は、その事が暫定国家評議会の法令の一つと抵触しない限りにおいて、その権限の一部を首相と各閣僚に付与する権限がある [38]。

[(E) (F), 3～4条省略 38]

第1章についての話し合いの概要 [38～39] [省略]

第2章 予算と税

5. 予算 暫定政府予算は、暫定国家評議会の法令によって決定されるであろう [39]。6. 税等 [省略 39]。

第2章についての話し合いの概要

[5条が争点になる。ベントヴとシャピラの発言省略 39]

カプラン ……この草案によると政府は予算を認可できない事になる。……予算の承認まで、緊急の事柄について資金を支出する権限を政府に与える特別な文言を、この条項に付加する事を提案する [39]。[ツイスリングの発言省略 39]

レメズ 特別な決議をする事を提案する。1948年7月1日までに政府は予算案を国家評議会に提出する。この日付までは政府には行動に必要な金額を支出する権利が与えられる。但しその後、支出を国家評議会の承認に持ち込まねばならない [40]。提案は採択された

カプラン 私は、政府において暫定予算についての話し合いがあるまで蔵相と他の全ての閣僚に……省庁の仕事に資金を割り振る権限が与えられる、という前提を承認するよう要請する [40]。

承認は与えられた 3～7章は議論なく承認され、それらには微修正のみが挿入された

次の宣言を国家評議会の承認に持ち込む事が決定された。9条 (A) ……の効力により、ここに国家評議会は、国家には緊急事態があると宣言する [40]。

(3) 1948年5月20日 (欠席者：グリュンバウム、レヴィン、フィシュマン)

① 軍事状況についての情報と対外事項

[議論省略 45～47]

ベントヴ …… [47]。第二に、私は国連によって画定された国境線の尊重に

ついでに我々の布告のための、次のような予備的措置を設定する事を提案する。イスラエル国家は国連決議に定められたところに従い、アラブ人国家の国境線を尊重するであろう。もしそのような国家が建てられて経済連合に由来する義務を引き受けるなら、或いは経済連合の諸条件を満たすであろう国連の支配権がそこに樹立されるなら [47]。

シェルトクの次の提案が採択された。その [ベントヴ] 提案を、シェルトクとベントヴの間での明確化に持ち込み、次の政府会合に持って来ること [48]。

⑦ 閣僚ポストの割り当て、政治行政機関の構成

ベングリオン 私はラビ・フィシュマンが何故この会合に来ないのか分からない。・・・代わりに私宛てに手紙が届いており、次のように書いてある [フィシュマンの抗議の手紙省略]。私にとってこの手紙は大きな驚きだった。・・・ [50]。
[以下の議論省略 50～61]

⑧ 「統治と法の諸措置」令 1948年

・・・「統治と法の諸措置」令 2条 (C) に従って、ここに暫定政府はベングリオン氏を首相として選出した [62]。

(4) 1948年5月23日 (欠席者：グリェンバウム、フィシュマン)

③ ユダヤ人とアラブ人に 36時間以内に停戦することを命じる国連安保理決議 [議論省略 73～74]

次の事が決定された。遅くとも5月24日夜8時に、相手側もその用意がある事を通知することを条件として、全ての場所で停戦するようイスラエル軍に命令を与える。またその事を安保理に通知する。現場への実際の指示内容は、相手が停戦したら停戦する、とする [74]。

議題①に戻って

シャピラ・・・エルサレムの執行部のメンバーたちはダヴィド [シャルティエル (エルサレム司令官)] の価値について確信が持てないと我々に知らせて

きている。彼らの意見では状況は大変深刻だ。彼と現地執行部メンバーの間には理解の欠如と紛争がある。・・・[74～75]

ベングリオン　・・・増援派遣の遅れをエルサレム司令官に負わせるのは正しくない [75]。

こうした全てにもかかわらず、状況は大変深刻で、多くの心配が口にされるにも根拠がある。・・・私は大変慎重に話すとしても、状況に希望がないとは思わない。今回はいついかなる場所にも送られた事のないような、大変大きな増援が送られた。・・・装備はこの地から遠くない所にあるが、・・・その装備が届いたら——エルサレムにとって怖いものは全くない。旧市街は征服され、恐らく数百年の後に初めてエルサレム全体がヘブライ都市になるだろう [76]。

[以下の議論は省略 76～77]

④ 閣僚ポストの割り当てと国防事項に関する五人委員会

カプラン [省略] [77～78]。・・・委員会メンバーの意見は幾つかの任務をヴァアド・レウミから政府に移す必要があるというものだった。・・・我々の拡大に伴ってアラブ人を扱い始める必要性があるからだ。私がハイファにいた時、共同病院の問題が鋭い形で私の前に提起された。我々は委任統治政府から、市が取り扱わねばならなかった一連のサービスを受けていた。しかし [今や] 中央機関の取り扱いが必要である [78]。[省略 78～79] 委員会の会合では五人委員会の設立の提案がなされた。国防の必要性と、緊急時の差し迫った必要性のための戦時内閣のためである。・・・[79]

[ベントヴ、シャピラ、レヴィンの発言省略 79]

ツィスリング　・・・C) 私はヴァアド・レウミについて意見を持っている。ヴァアド・レウミは消滅してはならない・・・という意見だ。・・・私は、その内部に非常に多くのユダヤ人に加えてアラブ人市民もいるであろう平和な時代のイスラエル国家においては、我々はユダヤ機関の地位を守らねばならないだろうと考える。・・・私の意見では、国家領域の内と外に住むユダヤ人を包

摂するであろう、エレッツ・イスラエルのユダヤ人のためのヴァアド・レウミを実現せねばならない。一方ではアラブ人のヴァアド・レウミがあるだろう。・・・権限がどのようにになるか、それ [アラブ人のヴァアド・レウミ] と国の関係がどのように設定されるかについては私は固定観念を持たない [80]。

もし・・・ユダヤ人イシューヴ⁽³³⁾に行動領域を残すなら——ヴァアド・レウミに存続の根拠はある。・・・もしヴァアド・レウミから業務の一片一片が引きはがされるなら、建物全体の土台が揺らぐことになる [80]。

レメズ　・・・私はヴァアド・レウミ執行部に、人民執行部の次のような決定を渡した。それは・・・今のところ健康・教育・福祉・文化を扱い続けるようにと要請するものだった。・・・しかし最近・・・これらの業務を国の領域に移さねばならないという感情が形づくられた。・・・アラブ人の事も扱い始めねばならないという理由は、教育にも当てはまる。・・・[81] [省略 81] ツイスリング、私はヴァアド・レウミの枠組みを、エレッツ・イスラエルの全ユダヤ人を統一する枠組みとして、恐らくこの名においてではなく実現する必要があると思う。・・・私は二つの問題を解決する事を提案する。ヴァアド・レウミ執行部から全業務——教育・文化など——を引き継ぐ事と、公式の国家領域の外にいるユダヤ人に対する [民族的] サービスを保証するための明確な措置である。・・・[81] [省略 81]。

シトリト　既に政府があるなら、私の意見では、正常かつ自然に政府に属する政府の業務はヴァアド・レウミから引き継ぐ必要がある。教育や保健、これらは政府の任務である。特にもし我々が、この地から移住したアラブ人全員がこの地の外にとどまるわけではないだろうという事を考慮に入れるなら。彼らの大部分には莫大な財産がある。・・・私は彼らがその地を去るという考え方と妥協したとは思わない。私はハイファで・・・そのような印象を受けた。彼らは単に、我々と彼らの間の恒常的な取り決めに待っていただけなのだ。彼らが帰り始めるためには、彼らに善意を証明するので充分である。・・・もし彼ら

が帰るなら——私の意見では確かに帰るだろうが——我々は教育、保健、宗教そして同様に社会的扶助のような他のサービスについていかなる差別もないやり方を決めねばならない。・・・我々はユダヤ人に与えるのと正に同程度にアラブ人に与える必要がある。なぜなら彼らはその地の市民であるだろうからであり、市民として悪い方に差別されてはならないからである。ヴァアド・レウミの全ての任務を検討して、それらのうちどのカテゴリーが通常政府の任務に属するか決める必要がある。・・・[81～82]。宗教問題に関連して。アラブ人がこの問題に関心を持つであろう事は私は些かも疑っていない。そしてもし我々が宗教省を設立するなら——そしてこのような省を設立する必要があるのだが——アラブ人を考慮に入れて、委任統治政府の下で彼らが持っていたのと同じ諸権利をあらゆるやり方で彼らに与える必要がある。今我々は閣僚ポストと任務を分担している——我々はある程度柔軟でなければならない。将来アラブ人が元気づいた時には、我々は彼らの参加の道を見出さねばならないだろう。さもなければ〔彼らは〕次のような正当な主張をするだろう。自分達はその地の市民であるのに、〔国は〕自分達をいかなる事にも参加させていない、と[82]。ローゼンブルート　・・・法務省については、私は常にシャピラ氏との友好的な対話をする用意がある。しかし、ヘブライ法に通じているその人物が法務省内で特定の、最初から決まった地位を占めるという条件を私が受け入れる事はできない、という事は初めから明らかだろう。・・・私はこのような条件を受け入れる事はできないだろう [82～83]。

・・・私はそれ故に、今週開かれる国家評議会が裁判官と官僚の件を秩序立てるであろう短い法令を採択する事を提案する。・・・「統治と法の諸措置」令4条によると暫定政府は裁判官を任命できる。私はこれを行う事ができない。何よりもまず私はまだ法相ではない。もしそうであったとしても、私が誰かを任命する資格があるとはまだ決められていない。しかし・・・政府はこれを行う事ができる。私は・・・全ての裁判官を新たに任命するという提案を持って

来る事はできる。政治的観点からすると、これ〔任命の措置〕はそれほど望ましくないかも知れない、なぜならこれはアラブ人裁判官には適用されないだろうからだ。そうではなく〔その措置は〕裁判官は自らの任務を果たし続けると曖昧に言っているのであり、これはアラブ人裁判官も含むのだが、〔実際には〕彼らは逃亡してしまったのである。それが意味する事、すなわち我々がユダヤ人裁判官のみを任命するという事は、公表されないのが恐らく本当は望ましい〔84〕。〔ベルンシュタインの発言省略〕

シャピラ・・・〔84～85〕〔省略85〕宗教に関して。・・・イスラエル国家にはイスラエルの宗教とは別に、全ての宗教が存在するだろう。・・・もし他の諸宗教をヴァアド・レウミに送ったら、彼らはあなたにこう言うだろう。我々はヴァアド・レウミと何の関係があるのかと。・・・〔故に〕イスラエル国家において宗教相ポストはなければならぬ〔85〕。・・・この地のユダヤ人は宗教的必要性を持っており、宗教評議会の必要性もあるだろう。宗教省がそれを扱う事になる——これは今日ケヒラー⁽³⁴⁾がしている事である。この地にはラビ制の問題もある——それも宗教省の管轄対象である。最高ムスリム評議会もある。・・・〔85〕。五人委員会について。私は決定的にその設立に賛成である。戦争は待ってくれない。・・・〔85〕〔省略85〕。

ツイスリング 〔省略86〕・・・イスラエル国家はイスラエルの祝祭、安息日、節目を尊重するだろう。イスラエル国家はユダヤ人の心の中に脈打つ全ての宗教感情を尊重するだろう。・・・しかしイスラエル国家は、国として宗教事項を指導できない。・・・宗教事項への支持・不支持、介入・不介入の責任、他の諸宗教・・・の責任を我々自身が背負い込むのだろうか！？・・・我々は一つの事のみを引き受けるだろう。その一つの事とは、宗教感情を尊重し宗教的自由を与える事である。・・・〔86〕。もし我々がこの考え方を受け入れないなら、その問題を紛糾させてしまう。・・・我々は・・・内戦を引き起こすだろう。・・・宗教問題は党の問題ではない——これはユダヤ人全体、国全体の問題だ。・・・

[87]

レヴィン ……しかしアグダト・イスラエル代表として、私は黙ってられない。我々の見方は、イスラエル国家では宗教は我々の生活の根本であるというものだ。……[87]。もし他の諸宗教のために特別な宗教的部局が必要だという事が我々にとって明らかなら、何故宗教が全てであるイスラエルの民のために宗教的部局をつくる必要がないのだろうか。これは党の事柄ではなく——根本的な事柄であり、我々はこれをつくる必要があろう [87]。

ベングリオン まずは五人委員会についてのツイスリングの提案を決める必要があろう [87]。

ローゼンブルート 今週、ベングリオンを助けるために更に二人が選出される事を提案する。五人委員会には反対する、なぜならそれは政府を廃する可能性があるからだ。ベングリオンにとって今週起こる事の全責任を負うのが難しいというのは私も理解する。だから私は、更に二人を選出し、彼らが他の全ての任務から解放されて、全ての決定や話し合いにおいて国防相に協力する事を提案するのである [88]。[以下の議論省略 88～89]

ツイスリング 今日は委員会について決め、それを固定するかしないかは後で決める事もできる [89]。

シャピラ この事が一時的で、固定されたものでない事は明らかだ。これは戦時に意図されている [89]。[以下の議論省略 89～91]

ベングリオン ……[91]従って我々はポスト割り当てを承認せねばならない。ベントヴは労働、……ベルンシュタインは通商産業、グリュンバウムは内務、ラビ・レヴィンは福祉（レヴィン 私はまだ回答しないだろう。）、ラビ・フィシュマンは宗教・戦争負傷者の扱い、ツイスリングは農業、カプランは大蔵、ローゼンブルートは法務、レメズは運輸、シトリトは警察とアラブ、シャピラは移民と保健、シェルトクは外務 [91]。我々はラビ・フィシュマンのポストについて決める前に、宗教省をおくか否かを決めねばならない [91]。

ツィスリング 私の意見ではこの件は政府の権限の領域から逸脱している[91]。

ベングリオン 私はそうは思わない。票決に移ろう [91]。

宗教省の設置に賛成・・・5票 反対・・・2票

ツィスリング 私はこの件を、国家評議会の決定に持ち込む事を要求する[92]。

ベングリオン ……この件は国家評議会で報告されるだろう [92]。

ツィスリング 役割分担についての決定は政府の権限内である。しかし任務の本質については、政府に決定権を与えてはならない。・・・私は政府の多数派によって決められるであろう役割分担について文句を言っているのではない。そうではなく、このような本質的な問題については国家評議会の決定が必要だ。これは緊急時の問題ではない——これは根本の法の問題である。・・・[92]。

[議論省略 92]

ベングリオン ……我々は国防相ポストの問題の明確化も委員会に委ねよう。委員会は私を招くだろう [92]。

カプラン それなら何が明日公表されるのか——暫定政府には国防相ポストがない、とでも？ [93] [レメズの発言省略 93]

ローゼンブルート その件が差し迫っているなら、首相はリストを任命する事ができる。国防相ポスト問題は今のところ未決のままとしておき、首相が今のところこの任務を果たす事を提案する。これには諸前例がある [93]。

カプラン 私はベングリオン大臣が首相であり国防相であると理解している。委員会はベングリオンがそれに対して何と言うか会合して聞くであろうし、政府の今後の会合の一つで全ての国防問題を我々は話し合うだろう。我々が結論に達する事を私は望んでいる [93]。

ベングリオン ……私は、多分あと一週間したらそれを担えないと語らねばならないであろういかなるポストも引き受けないだろう。・・・私は今のところ公表に同意しない。国防の分野で、ある体制ができる場合にのみ私はその任務を引き受ける事ができる。公表は数日遅れるだろう [93]。

カプラン 我々は国防の項目を次回会合の最初の項目にして終わらせてしまおう [94]。

シャピラ 我々は完全な公表という形でこれを扱うわけではない。委員会はベングリオンと会合を行うだろう。これは選出されるであろう五人委員会であってもよい。彼は自らの計画を提案し、それが完全な承認へ持ち込まれるだろう。その間にベングリオンが国防相である事を公表する必要がある [94]。

ベングリオン 公表しないというカプラン案が採択されると私は理解している。水曜に我々は国防問題を終わらせるだろう。四人委員会がその間にこの件を扱うだろう [94]。五人委員会の候補者たちが選出を受け入れるかを知りたかったのだが [94]。

ベントヴ もし我々が今、国防相ポストの件を明確にせねばならないので政府の構成を公表できないのなら、何のために別の委員会がなければならぬのか。国防事項を明らかにする委員会を設立するという提案を我々は持っていた。別の委員会に関しては、人々がその選出を受け入れるかという問題が再び浮上するだろう [94]。

ベングリオン 閣僚ポスト割り当ての問題を扱ったのと同じ委員会がこの件も扱う事を提案する——ベントヴ、バルンシュタイン、カプラン、シャピラだ [94]。

シャピラ 私は、閣僚ポスト割り当てのための委員会と、国防問題のための内閣委員会があり、後者が [国防] 問題を明確にするものと理解していた [94]。

シトリト まず誰が国防相であるかを決めねばならない。既に我々が全てのポストを決めたのだとすると、何故このポストだけを水曜日まで残すのか [95]。

・・・次の事が決定された。四人委員会（ベントヴかつイスリング、バルンシュタイン、カプラン、シャピラ）に、ベングリオンと共に、国防相ポストの問題と彼が引き受ける条件を明らかにする事を課す。・・・ [95]。

⑦ イスラエル国防軍令

ベングリオン 次のようなイスラエル国防軍令を政府が承認する事を提案する
[省略 96]。

レメズ この法令で 55 才という事に言及する必要があるのか。・・・[96]。

シャピラ 「イスラエル^{ハガナー}国防軍」ではなく「イスラエル軍」と書く事を提案する。
私なら、これはハガナーだから入りたくないという口実を誰にも与えたくない
[96]。

ツイスリング・・・私は「^{ハガナー}防衛」という概念が存在する事に賛成だ。シャピ
ラ氏がそのような事に疑念を抱いている事に変驚いている。防衛の概念は
我々全員にとって大きな名誉の概念であり、我々がここへ持ち込んだ、この特
別で素晴らしく輝かしい教育的な概念を何故抹消せねばならないのか私には分
からない。我々は強い軍を持っていない。我々にはそのような意図はないし、
この観点からも防衛という概念はよい [97]。[省略 97]。

ローゼンブルート 決定を水曜に延期する事を要求する。私は法的観点からこ
なれた提案を持って来たい。既に私はそう決めていた。私は、ハーグ条約によ
るとどういものが軍として認められるのか、その基準は何か・・・を検討し
た。・・・私の意見では制服、司令部、国際法の遵守の件は法の中になければ
ならない。・・・[97] 4 条には特別な軍事組織を創設してはならない・・・と
書いてある。法の技術的な観点からすると、法の違反者にどのような罰が発生
するかを語らずして禁止を設定する事はできない。・・・[97]。

ベングリオン 我々は第 2 条の第二パラグラフに次のように付け加えよう。「緊
急時には 55 才までも軍の勤務に動員する事ができる」と [97]。

シェルトク 「ハガナー」という名称には次のような道徳的理由がある。それ
を忘却の淵に沈ませないという事だ。・・・我々は軍という新しい概念を導入
しているが、古きものから訣別しなくてはならないのだろうか [98]。[省略
98] 私に理解できないのは、誓いの文面を見る前に、誓いの件それ自体につ
いて決める事が何故いけないのかという点だ。何よりもまず我々は誓いについ

での決議を採択し、その後「初めて誓いの」文面を作成しよう [98]。4条については・・・直ちに罰に言及しなくてはならない。・・・ [98]。

カプラン 緊急時についてのベングリオンの修正に賛成する [98]。これは緊急時だけを意図しているという事をはっきりさせる必要がある。・・・ [98] [省略 98]。

シトリト ……「イスラエル国防軍」というテーゼを残しておく必要がある。・・・ [99]

シャピラ …… [99] シェルトクはハガナーの名称を永久化させたいのだ。・・・ [しかし] 軍は軍である。ハガナーは「ハショメル」⁽³⁵⁾から来ている。もし我々がハショメルという名称を使っていたとすれば、この名称も包括的だったろうか。「ハショメル軍」と言ったとしたら? ……我々には逸脱する諸組織 [イルゲンとレヒ] があったのだ。彼らは今では軍に入っており、入らねばならない。そして「^{ハガナー}国防軍」と言われる時、いかなる意味がその事に与えられるかを見よ。イスラエル軍というだけで決定的に充分だ [99]。[省略 99]

ベングリオン この件については水曜日に決めようという提案がある [100]。その提案は多数票で可決された [100]。

(5) 1948年5月26日 (欠席者: ベントヴ, グリュンバウム。遅刻者: ベルンシュタイン, ツイスリング, レメズ, シェルトク, 秘書官シャレフ)

[議題リストの中で、第6項目に該当する2行が~~検閲削除~~ 109]

① 安保理からの停戦要求

[ベングリオンの発言省略 110]

安保理の要求を受け入れ、軍に対して適切な指示を与えると決定された [110]。

② イスラエル国防軍令

ローゼンブルート イスラエル国防軍令を読み上げる。

一 陸・空・海軍から成るイスラエル国防軍がここに創設される [111]。

- 二 イスラエル国防軍を全ての武装勢力が構成する。・・・[111]
- 三 緊急時には、イスラエル国防軍に勤務する全ての者に対して軍への強制動員が行われるであろう。[111]
- 四 三条による動員義務年齢は17～55才までであり、一般的には暫定政府によって決められるところによる年齢までであろう。[111]
- 五 イスラエル国防軍に勤務する全ての者はイスラエル国家、その法、最高司令部に対して忠誠の誓いを行う義務がある [111]。
- 六 国防相の許可なく、イスラエル国防軍の外部に軍事組織や武装勢力を設ける事は禁じられる [111]。
- 七 ・・・本法令の公布日までの間にエレッツ・イスラエルのためのユダヤ機関 [など列挙] により・・・公表された民族的な勤労に関する命令、宣言、規則、その他全ての指示は変えられたり修正されたり廃止されたりしない限り、有効であろう [111～112]。
- 八 本法令の指示に従ってなされた全ての行為は、いかなる法であれその他の全ての指示と矛盾していても、合法的であろう [112]。
- 九 シヤル・ハハガナー 国防相は本法令の施行に基づいて任命される。そしてそのようにするために必要とされる規則を制定する権限を有するであろう [112]。
- 十 本法令は「1948年イスラエル国防軍令」という名称で呼ばれるであろう [112]。

私 [ローゼンブルート] はこの法令の形に非常に満足しているわけではない、なぜなら私の意見ではそれは緊急時規則か、政府ではなく国家評議会によって採択される法令として制定されねばならなかったからだ。しかし首相の意見はそう [政府の法令] であるべきであってそれ以外の形であるべきではないというものだ。この理由から、私はここで誰が実際にその立法者なのかを言わなかったのである [112]。[省略 112]

我々が法令をこの形で公表し、恐らくその後、国家評議会に次の会合でこの法令に正式な承認を与えるよう要請する事は私は提案する [112]。[2条についての議論省略 113]

ベングリオン …… [113]。ローゼンブルートのコメントだが、私の意見では形式的な正確さを示す事に今厳密になりすぎる必要はない。ローゼンブルートへの持てる限りの礼節をもって言うが、法的側面についても私は意見を異にする。暫定政府が軍を創設する権限を有すると[国家]評議会が決めたのだ。…… [113]。[議論省略 113]

シャピラ …… [113]。[省略 113] 6条は削除する事を提案する。…… 許可があったとしても、これは禁じられている！ [114] …… [省略 114]

レヴィン 誓いではなく、忠誠の約束であるべきだというシャピラの言葉に賛成だ。…… なぜなら神の名を宣言する事は我々には禁じられているからだ。…… [114]

ローゼンブルート …… 2条は削除しないようお願いする。なぜなら、この法令の目的は何だろうか？——今戦っている人々に法的地位を与える事だ。…… [115]。7条については……これが不可欠かどうかは分からないが、これが望ましいと私には思われる。なぜなら、そうしなければ——既に宣言された全ての命令に、動員などに対するいかなる法的根拠もなくなってしまうからだ [115]。

ツィスリング [省略 115 ~ 116] 最後に私は、国家評議会を開いて、この法が他の全ての法と同様に承認に廻される事を提案する [116]。

フィシュマン ……私は誓いに賛成だ。ヘブライ語の誓いは神の名においてのものでは……ない。……政府に忠実であるためには誓いが必要だ [116]。…… [116]

レヴィン フィシュマンの意見には賛同しない。言質か忠誠の約束で充分だと思う。…… [116]

ベングリオン・・・[116]。何故これ[誓い]が必要なのか。誓いの中には何か祭りのような要素がある。誓う時、その人は最大限の言質を与えるわけである。これは必要である・・・[117]。

[2条はベングリオンが削除。117～118]

ツイスリング 3～4条を一つにして次のようにする事を提案する。「緊急時にはイスラエル国防軍への義務的動員が全ての勤労者に向けられるであろう。動員年齢は国家評議会が暫定政府によって決められるであろう。」[118]

この文面の条項が採択された [118]

ベングリオン 5条で誓いという語に賛成の人は？——8票。反対の人は？——4票。

「誓い」という語が採択された。誓いの文面は承認を受けるべく政府に持ち込まれるであろう [118]。

ローゼンブルート 私は国際法の専門家たちの本を検討し、民主主義国家における市民は政府にではなく、国家に対して忠誠心を持つ事を義務づけられるのだという事が分かった。故に、兵士は政府にではなく司令部に対してのみ忠誠心を持つ事を義務づけられる [119]。

ベングリオン その理由こそが、「政府」の語が正に必要であると私に語っているのだ [119]。

ベントヴ・・・誓いというのは具体的な政府に対するものか、それともその後に来るであろう全ての政府にも向けられるのか？ [119]

ベングリオン 政府の意味するところは、イスラエル国家の政府であるところの全ての者だ [119]。

ベントヴ 革命があると想定しよう。そうしたらどうなるか [119]。

ベングリオン 司令部は変わる可能性があり、[革命を起こした人々が]司令部を掌握する可能性もある。これは特にベントヴが今提起している問題に照らすと、大変危険な点である。司令部とは誰であり、司令部は誰に従う義務があ

るのだろうか [119]。

ベントヴ 政府だ——これは [ここで言うのは] 憲法的な概念だ。司令部は——変わらない。人々は——変わる。しかし政府の交代と共に司令部が交代する事はない [119]。

ベングリオン [しかし例えば] 誰かが力づくで政府を引きずり下ろし、それから司令部も引きずり下ろすとしよう [119]。

ツイスリング 私はこの条項を次のように起草する事を提案する。「イスラエル国防軍に勤務する全ての者はイスラエル国家、その法、権限を与えられたその当局に対して忠誠の誓いを行う義務がある」 [119]。

5条（現3条）のこの文面が採択された

ベングリオン かつて6条であったものを削除する提案があったが [120]。

ツイスリング ……今この地には、掠奪や強奪になるほどの、武器をめぐる無秩序な状態があり、[正規軍から逸脱した軍事組織に関する] この地全土のための法がなくてはならない。それは将来にはイスラエルのアラブ人にとっても法になるだろう。…… [120]

シャピラ ツイスリングが言っている事は、逸脱した [軍事] 組織に向けられている。……あと1週間か10日の猶予を与えよう。彼ら全てが [イスラエル国防軍に] 入るであろうと私は信じて疑わない。後で修正するのが不可能な条項を今採択しないようにしよう。…… [120]

ベングリオン 6条の削除に賛成の人は？——4票 反対の人は？——8票
6条は残された [121] [武器の強化の禁止の条項についての議論は省略 121]

ベングリオン 7条削除案があったが、賛成の人は？——賛成なし
7条は残った [121]

8条はツイスリングの修正でもって採択された

9条では……^{シャル・ハビクホン}「国防相」が採択された [121]

[ツイスリング、ローゼンブルート、ベングリオンの発言省略 122]

シェルトク 我々はこれを英語でどのように呼ぶのか。security か defense か [122]。

ベングリオン 英語ではこれを defense と呼ぶ方がよい [122]。

修正されたイスラエル国防軍令が採択された [122]

イスラエル国防軍令（1948）

「統治と法の諸措置」令 18 条に従って、ここに次の法令が与えられる [122]。

- 一 陸・海・空軍から成るイスラエル国防軍がここに創設される [122]。
- 二 緊急時には、イスラエル国防軍に勤務する全ての者に対して軍への強制動員が行われ、動員年令は暫定国家評議会によって決められるであろう [122]。
- 三 イスラエル国防軍に勤務する全ての者はイスラエル国家、その法、権限を与えられたその当局に対して忠誠の誓いを行う義務がある [123]。
- 四 イスラエル国防軍の外部に武装勢力を創設する事は禁止される [123]。
- 五 ……本法令の公布日までの間にエレッツ・イスラエルのためのユダヤ機関 [など列挙] により ……公表された民族的な勤労に関する命令、宣言、規則、その他全ての指示は変えられたり修正されたり廃止されたりしない限り、有効であろう [123]。
- 六 本法令の指示に従ってなされた全ての行為は、現行法における他の全ての指示と矛盾していても、合法的であろう [123]。
- 七 シヤル・ハビタホン 国防相は本法令の施行に基づいて任命される [123]。
- 八 本法令は「1948 年イスラエル国防軍令」という名称で呼ばれるであろう [123]。

③ 1. 政治的情報

シェルトク [省略 130 ~ 132]

ベングリオン …… [133]。……彼らが停戦に同意すると想定してはならない。マアレー・ハハミシャーとクリット・アナヴィームの間には彼らの大兵力が集結している。ラトルン周辺にも彼らが大きく集結している [133]。

ベントヴ [省略 133 ~ 134] B) イギリス大使の訪問について。・・・私は国境についての文面の必要性についてコメントした事があった。それから・・・外相と私はこの件で会談した。今我々にとって、エレッツ・イスラエルの諸部分を近隣諸国が併合しようとする意図に対する政策がなければならない。一方では我々には11月29日の国境線を守るという路線がある。他方ではエレッツ・イスラエルの諸部分を近隣諸国が併合するか否かについて我々は関心がないと語る事ができる。他の諸国が近隣地域まで到達しないようにアラブ人国家が樹立される事を我々が要求する事もあり得る [134]。私はある事を提案し、私とシェルトクの間には大きな意見の相違はなかった。(ベングリオン その提案とは?) その提案とは、我々は11月29日に定められたところに従い、アラブ人国家の国境線を尊重する。もしそのような国家が建てられて経済連合に由来する義務を引き受けるなら、或いは経済連合に由来する諸規定を満たすであろう何らかの体制が国連の名で樹立されるなら。そして近隣諸国が何らかの領域を併合したいなら——我々は権限の及ぶ限りの手段を尽くしてこれに反対するであろう [134]。

ベングリオン ・・・我々のルールとしては、話し合いたい議題がある場合は36時間前に知らせねばならない。・・・ [134]

④ 閣僚ポストと法的権限

[議論省略 135 ~ 136]

シトリト ・・・ [136] 警察とアラブに関しては——私はこれを二つに分ける事を提案する。ベドウィンに対する監督について語る必要はない [136]。

[以下の議論省略 136 ~ 138]

ローゼンブルート ・・・国籍 (בְּתוּמָה) の事は一般的に——移民相ではなく、内相の任務である。私は会議にいなかったのも、何故皆さんがそのように決めたのかは知らない。私はこれに不服がある [138]。・・・ [139]

[以下の議論省略 139 ~ 140]

レメズ [省略 140]・・・それと共に、枠組みとしてのヴァアド・レウミの存続の問題が喚起されている。・・・[141][省略 141]国家領域の中のないエレッツ・イスラエルの諸地域の問題が今喚起されている。エルサレム、ナハリヤ、外の入植地などである。これには・・・非公式の道具が必要である。・・・[ヴァアド・レウミの] 清算について決めるのはたやすいが、この問題においては何らかの制度があった方がよい [141]。

ベングリオン あなたはここでヴァアド・レウミの重要な問題について話している。・・・この問題を閣僚ポスト割り当てについての議論の中に立ててはいけない [141]。[議論省略 141～142]

ベングリオン・・・ところでこの議論では次会合で議題に立てたいと同志たちが要請する問題が提起された。国境線の外の諸共同体の運命はどうなるのかという問題である [142]。

フィシュマン [彼らは] 宗教省を私に提案し、私はそれを大変悲しく受けた。なぜなら私は他の宗教の大臣にはなれないからである。いずれにせよ平和のために私はこれに同意した。・・・[142～143] [省略 143]

ベングリオン [省略 144]・・・国籍の問題も決めねばならない。これが移民相か内相いずれの管轄なのかを [144]。[省略 144]。

ローゼンブルト その措置は暫定的である事から、私は国籍問題についての抗議を放棄する [144]。

ツィスリング 国籍問題がシャピラ氏 [移民相に就任予定] の管轄下におかれる事を羨んでいるわけではない。しかしアラブ人もいるし、その地の住民がいる。だからこれは正に移民相ではなく、内相に結び付けられねばならない[144]。

シャピラ 私はこの問題を委員会に返す事を提案する [144]。

ベングリオン 国籍問題については [今] 決めないし、委員会に返す事もしない [144]。

シャピラ この問題が内相に属する事についても今決めてはならない。内相に

は多くの事を与えた。・・・[144]

ベングリオン 内相が今ここにいないので——これについても話し合うまい [144]。

カプラン あなたがこの件全体を先送りにすると、紛糾につながるだろう。私は国籍法を内相に〔管轄事項として〕提案する [145]。

ベングリオン 今のところ承認されるべく与えられたものを承認しよう [145]。

福祉、宗教、戦争負傷者についてはまだ決めない事が決定された

[以下の議論省略 145～148]

(6) 1948年5月30日(欠席者：ベルンシュタインは病欠，グリュンバウムは在エルサレム)

① イスラエル国防軍への誓いの文面

ベングリオン 以下のような軍への誓いの文面を会合の承認に持ち込む [省略 167]。〔議論省略 167〕 誓いの文面は承認された

② 軍事状況についての調査報告

ベングリオン [省略 168]・・・最新の情報は [エジプト] 軍がアシュドトにいるというものである。これは、エルサレムとの関係でアラブ軍団と合わせているのかも知れず、その意図は我々の兵力を南に引き延ばし、エルサレムの征服を容易にするというものかも知れない [168]。[省略 169]・・・今夜は我々はラムレ [ラムラ] を爆撃しなかった。なぜなら、より小さい力で爆撃していると彼らを感じる事を望まなかったからだ。・・・[169]。我々が北部の部隊の一部をテルアヴィヴのもっと近くに移す可能性もある。なぜなら我々はリッダとラムレの征服を加速し、扉を閉めたいからである。エジプトの動きはテルアヴィヴに向かっており、これは大兵力だと考えている。・・・追加の兵力なくしてはリッダとラムレの征服は保証されない [169]。・・・[169]

[ガスマスクの議論省略 169～170]

ベングリオン・・・[170] 私はハイファの敵 [アラブ] 財産の監督官から手紙を受け取った。ハイファのイギリス領事が市長に向かって、アラブ人がハイファに帰される事を望んでいると言ったそうだ。・・・この手紙に対して私はこう答えた。もし領事がもう一度来るならこれは自分達の事項ではなく、イスラエル政府の問題である事を言わねばならないと [170]。・・・もしアラブ人が来るなら——我々は彼らと話すだろう [170]。この件に関して私は全体的な方針を提案したい。・・・全体的な方針とは [彼らが] 国の政府の所に来ないなら我々は回答しないというものである。我々には回答する義務は全くない。・・・[170] [以下の議論省略 170]

④ 閣僚ポストの割り当て

カプラン・・・最初の事案は国防相ポストだ。・・・ベングリオンと会合せねばならない委員会が選出されたが、技術的な理由から会合できなかった。我々の提案はベングリオンが首相兼国防相になる事である [178]。[省略 178]
[シャピラの発言省略 178]

カプラン 委員会は国籍問題を内務省に移す事を決定した [178]。
[シャピラの発言省略 178]

ベングリオン・・・[178～179] 私は国籍問題が内務省に移る事を理解する [179]。・・・[179] [以下の議論省略 179～184]

ツィスリング・・・アラブの諸事項のための大臣 [という名称] は私にとって快いものではない。この言葉は差別的な政治的解釈と説明されざるを得ない。アラブ人としてのアラブ人を対象にした特別な法はない [184]。

ベングリオン 少数派の諸事項のための大臣、というのを提案する [184]。
「アラブ省」の代わりに「少数派省」という名称を設定する事に決定された。
警察省は別個の省とする [184]。[ベングリオンの発言省略 184]

ベングリオン・・・私に知られている範囲では、ポストを受ける際に私が持っていた一つの深刻な困難が取り除かれたのであり、その受諾に関して私が

持っていた諸原則は〔受諾を〕妨げないだろう [184]。

カプラン つまり我々はベングリオンが国防相ポストを受けると公表できる事になる [185]。

シャピラ 私は近い会合で、この部門がどのように組織されているのかを聞く事ができればと望んでいる [185]。

ベングリオン それは全ての省庁と同様に組織されている。軍事機関と文民機関の二つの機関がある。・・・ [185]

ツイスリング ・・・ [国防相ポストに関する措置について] 決められたところの委員会の会合を開く事を提案したい。・・・問題は党ではなく、国防に関わるものだ [185]。

ベングリオン ツイスリングに感謝する。・・・ [185～186]

ツイスリング 人民執行部にも政府にも、ベングリオンを国防相として受け入れる障害はなかった。・・・障害は、ベングリオンが出した条件を受け入れる事だった。・・・私にはこの件についての状況が明らかでないし、政府の他のメンバーにとっても明らかではないと思う。これは委員会で明らかにされねばならなかったと考えたのだ [186]。

ベングリオン ・・・ [まず] 軍全体が政府に、しかも政府のみに服するのかどうか、私は充分確信が持てなかった。B) 軍の様々な部分全体に関して一つの法があるかどうかにも充分確信がなかった。C) 物事が憲法的に定められた権限によって行われているのか、それともまだ何がしかがあるのかが私には明らかでなかった。私には指摘した三つのどれをも心配する根拠があった。・・・私は今これらの事を心配する充分な根拠がない。・・・ [186]。 [省略 186]

カプラン 私の記憶違いでなければ、ベングリオンの要求で1週間前に委員会が選出され、ベングリオンは明確化さえなされれば国防相ポストを引き受けると言った。・・・ [187]。

ツイスリング ベングリオンが言及した諸条項については、私の知る限り意見

の違いはなかった。・・・私はベングリオンを国防相に決める事に何ら不平はない。これを延ばす事は提案しない。しかし・・・他の事とは違うのだから、五人委員会ができれば明確化をさせようではないか。・・・[187] [省略 187]

ベングリオン 私は、ツイスリングが私が話した三原則を受け入れていると伝えてくれた事を評価する。・・・[187～188] [省略 188]。

[シャピラとベングリオンの発言省略 188] 全てのポストの割り当てを公表する事が決定された [188] [以下の議論省略 188～189]

ローゼンブルート・・・評議会の構成における全ての変更は法令を義務づける。・・・[190]

ベングリオン あなたの手順を取ってはならず、これが政府の緊急時法 [緊急時規則のこと] でなければならぬ理由が私には・・・ある。・・・この事は評議会が際限なく自らを拡大させる事につながるからだ。・・・[190]

[以下の議論省略 190]

ツイスリング 解雇された人々と、彼らの代わりに別の人々を任命する政党も、評議会の承認を受けねばならない [191]。

ベングリオン・・・[191]。二つの提案がある。一つは政府が関係者との協議後、戦争状態のため来られない人々と交換する人々を決めるというものだ。もう一つは、会合が開かれた時に評議会が・・・その会合における交換される人々について決めるというものだ [191]。

[票決の結果] 第一案が3人、第二案が6人。[他の決定は省略]

ツイスリング 国家評議会を前倒しにし、停戦についての結論を持ち込む事を要求する [191]。

ベングリオン それはそういう手順にはなっていない [191]。

⑥ 停戦についての安保理決議

シェルトク 次の言葉で始まる安保理会合からの電文を読み上げる [省略 191～192]。

ベングリオン 我々は安保理のこの要求に反対できない。私は国家評議会を前倒しに召集しようというツイスリングの要求には反対する [192]。

シェルトク ニューヨークの我々の使節団はこう言っている。彼らの印象では、我々がアラブより前に停戦指示を与えてしまうと、我々にとっての軍事的障害に帰結するだろう、と。彼らは、アラブが自らの立場を通告するまでは我々は我々の立場を今表明しない方がよい、と提案している [192]。

シトリト アラブがイラン経由で武器を持ち込まない事を我々に保証する方法は何か [192]。

ベングリオン 方法は全くない [192]。

彼は会合を去る。代わりにカプランが続行。

シェルトク ……我々はニューヨークの我が国代表団に、我々の回答は肯定的であろうから、この件については些かもためらいを持たぬようにと直ちに知らせねばならない。……しかし我々が熟慮するまでは、公表を我慢する必要がある。その間に司令部は、時間を利用すべく全ての事を行わねばならない [192]。

カプラン 私の意見は、今は決定を採択せず火曜日に政府会合を開く、というものだ。我々の同志たちにかくの如くなりそうだと言う事には反対しない。しかし決定を採択してしまうと——それを隠せないだろう。それに私は今後48時間にどのように展開するかも見たい [192]。

ツイスリング ……私にとって明らかでない事が幾つかある。停戦はこの地の道路が [通行] 自由である事を意味するのか。……(シェルトク それは明らかだと思うが、聞かねばならない。) B) 停戦はイギリスの撤退中断も意図しているのか。(シェルトク いや、[答えは] 否定的だ。) C) アラブ人国家への武器供給の中断を、彼らはどのように説明しているのか——誰がこれを行うのか、そして我々はそれによって害を受けないという事をどうやって確信できるのか。……(シェルトク 軍事オブザーバーが任命されるだろうと言われ

ている。)・・・停戦委員会によって武器の流入への監視があるべきだ。(シエルトク それは決議の変更になるので与えられていない。)・・・[193]

重要なのはアリヤー問題だ。これが重要なのは・・・その後の政治的帰結の故である。問題は、技術的に見てエレッツ・イスラエルにユダヤ人を入れる可能性はどの位か、我々が1か月間で到達でき、また到達する用意のあるところ[移民数]はどの位かという事だ。・・・我々の会合を明日夜か明後日の朝開き、その後国家評議會を開く事を提案する。・・・[193～194]。

シャピラ 私はこの提案[停戦案]を選択の余地がないばかりでなく、必要性も認めるので受け入れる。これは彼らが確かに間接的であるにせよ、イスラエル国家を承認する初めての事だ。・・・[194]。私は武器の件については心配していない。我々はアラブが武器を持ち込む事ができるのと同様にそれができるだろう。・・・エルサレムへの道は食糧の移動と輸送のために開かれるだろうという印象を持っている[194]。アリヤーについて。我々は努力すれば今月約2万5000人の若い男女を入れる事ができるだろう。・・・[194][省略194]

それにもかかわらず、私はすぐに決定しないようにと言う。我々全員がその提案を受諾する必要がある事において一致していると考えるにもかかわらず。もし我々が決定すれば、ユダヤ人は既に同意したと公表されるだろうと私は知っている。明日夜か火曜日朝に[会合を]開き、提案の受諾を決める事を提案する[194～195]。

シトリト 私は[停戦]案を多くの理由から受諾する必要があると思う。・・・[195][省略195]。・・・停戦が、アラブ諸国がエレッツ・イスラエルに課してきた封鎖の解除も含むという点を確実なものにする必要がある[195]。C) 私は、我々が肯定的な決議を延期する必要はないと思う。それを直ちに採択し、停戦に向けての全ての準備をする必要がある[195]。

[以下の議論省略195～196] 票決に移る。直ちに決定するというシトリト＝レヴィン案に賛成2人、反対5人。・・・決議が政府によって採択されるとい

う案に賛成6人、国家評議会によって採択されるという案に賛成4人。政府会合は1948年6月1日火曜日、午前11時に開かれる事になった [197]。

[以下の議論省略197]

3. 予備的考察——本議事録に見る優先的審議事項とアラブ問題——

本節では、前節2で見てきた本議事録の内容から把握される暫定政府における優先的審議事項を、(1) イスラエル国家に対する諸外国の承認、(2) 閣僚ポストの割り当て、(3) 「統治と法の諸措置」令、(4) イスラエル国防軍令、(5) 安保理停戦決議の受諾をめぐって、の五項目にまとめた上で、(1)～(5)を背景として議論されているアラブ問題の全容を(6)で整理・概観する。なお軍事情勢は1(2)に組み込んだため優先的審議事項から省く。

(1) イスラエル国家に対する諸外国の承認

イスラエルにとって各国に幅広く承認される事は、様々な援助や便宜供与を受けて戦局を有利にするためにも重要であった。米ソ両大国、フランスなどの西欧諸国、ポーランドやチェコスロヴァキアなどの東欧諸国、グアテマラやウルグアイなどのラテンアメリカ諸国と共に、アラブ諸国による承認(3(6)①で詳述)も焦点であった。

シェルトクの報告によれば、トルーマン大統領による「事実上の承認」は大きな驚きであったが、振り返ると兆候はあった。トルーマンに対してイスラエルを承認するよう圧力がかけられており、ワイツマンが建国宣言の延期に反対したのも、トルーマンが承認に踏み切る可能性を察知していたからであったという(16日)。この説明は、シェルトクが当初考慮していた建国宣言の延期が実現しなかった背景に、建国を早く既成事実化したいという指導部の一般的な願望のみならず、アメリカの承認を得るタイミングという、イスラエルにとつ

て対アラブ関係よりも優先順位の高い具体的な考慮があった事を窺わせる。

更にシェルトクは、暫定政府を承認するにあたって米國務省がイスラエルの初代駐米大使となるエリヤフ・エプシュタインに対し、イスラエルの国境は国連〔分割〕決議に沿ったものであるという見解を示し、イスラエルがその国境線を守るであろうという書面での言質を与えるよう要請してきた事と、エプシュタインが軍事的条件の許す限りという留保付きでそのような言質を与え、シェルトクも彼の対処を支持した事を明らかにしている〔3〕⁽³⁶⁾。「国家領域において我々が実質的な支配権を獲得した事についての一節がなくてもよかったのか」というベントヴの質問に答えて、シェルトクはその事は「明白で決定的」〔4〕であるとし、国連の非加盟国にもイスラエル承認を要請する方針を表明している。アラブ諸国にも承認を要請する事が決定された。シェルトクはアラブ諸国への承認要請は国連経由ではできない⁽³⁷⁾とした上で、暫定政府は総会決議に定められた義務に署名する用意ができており国連への加盟を要請する、と国連側に伝えた事も報告している〔5〕（16日）。戦争終結後のイスラエルの国際社会への参加に向けて、彼が既に布石を打っていた事が窺われる。

16日閣議では大使の任命も重要な議題であった。シェルトクが大使派遣の優先順位が高いとした米・仏・チェコスロヴァキアにはエプシュタイン、モリス・フィッシャー、エフド・アヴリエルがそれぞれ正式に任命される事が決まり、20日閣議で報告された。エプシュタインは公使就任が正式に決まった後、外務省の訓令に従って直ちに米國務省に航空機と銃の購入を要請したが、禁輸問題の故にすぐには回答を得られない状況であったため、21日にシェルトクは回答を得るよう彼を促すと共に、ワシントンのソ連大使館と近い関係があるならソ連にも同じ兵器の購入が可能か打診するよう指示した〔72〕（23日）。

兵器購入をソ連と交渉する必要上、モスクワにイスラエル大使館を開設する事は喫緊の課題であったが、シェルトクはすぐには無理〔5〕と見ていた。しかしソ連からの承認の書簡を受領するのを待たずに大使館開設を要請すべきで

あるというツイスリングの意見（16・20日）もあり、ソ連に対し直ちに「イスラエル」代表をおく事と「軍事」援助を要請するという閣議決定がなされた〔47〕（20日）。その後シェルトクはソ連のモロトフ外相からの電報に答え、モスクワにイスラエル大使館を開設し両国が公使等を交換する事を提案した、と報告している〔71〕（23日）。

この時ベングリオンはアメリカの軍事援助の可能性に懐疑的ですからあり、ソ連の軍事援助をより強く期待する発言をしていた〔45・46〕（20日）。その背景には、暫定政府を主導していた社会主義シオニストたちのロシアへの伝統的な親近感と共に、アラブ寄りの米國務省に対する不信感を指摘できるだろう。冷戦が中東に波及し、イスラエルが対米一辺倒に傾く1950年代より前の〈過渡期の外交路線〉を、本議事録は反映している。

26日閣議の時点では米国・ソ連・ポーランド・グアテマラ・南アフリカがイスラエルを承認しており、チェコスロヴァキアとウルグアイからは正式の通知が届いていないものの承認は確実であった。30日閣議の時点では、ロヴェット米國務次官が米国・イスラエル両国の大使館の相互開設への関心を伝えてきていた一方、シェルトクはロンドンのナフム・ゴールドマン⁽³⁸⁾とその他の情報筋から、近々西欧諸国からの承認の知らせを期待する事はできないという情報を受け取っていた。原因は早期承認をめざしていたフランスの躊躇であり、背景にはイギリスからの圧力、アラブ世界においてどう見られるかについての懸念や我々への懸念もある、とシェルトクは分析している。彼によればフランスの躊躇は他国にも影響を与えており、ベルギーなど否定的な空気の国は多く、スカンジナビア諸国もベルナドット伯の派遣と安保理「停戦」決議との関係で承認を待つ事を決めた〔171～172〕（30日）。ホロコーストの衝撃が生々しい当時であっても、イスラエル承認に対する欧米の態度には国ごとの現実的考慮による温度差が大きかった実情を、本議事録は浮き彫りにしている。

（2）閣僚ポストの割り当て

暫定政府における閣僚ポストの割り当ては難航し、これについての討議が本議事録の相当部分を占めている。巨視的に見ると、その後のイスラエル国家の性格を規定し、パレスチナ問題の行方にも大きな影響を与える事になる原理的な諸問題——政治における宗教の位置づけ、政軍関係（兵士の忠誠のあり方も含む）、アラブ市民の位置づけなどの問題——が割り当て作業を難航させていた。アラブ問題に関わる論点については（6）で詳述するため、ここでは省く。

① 宗教政党出身者のポストをめぐる紛糾

16日閣議でベングリオンが提示した閣僚ポストの割り当て予定〔4〕は、人民執行部における割り当てと主要部分は同じであったが、細部が異なっていた。ポストが同じだったのがベングリオン（首相・国防相）、ベントヴ（労相）、ベルンシュタイン（通産相）、グリュンバウム（内相）、ツイスリング（農相）、カプラン（蔵相）、ローゼンブルート（法相）、シトリト（警察・アラブ）、シェルトク（外相）の9人、異なる点があったのがフィシュマン（エルサレム相〔前は宗教相〕）、レメズ（社会福祉相〔前は運輸相〕）、シャピラ（移民相〔前は移民・保健相〕）、レヴィン（未定〔前は社会福祉相〕）の4人である。グリュンバウムはエルサレムにいるため欠席しているが内相ポストに不満はないとされ、エルサレム相よりも宗教相ポストを要求するフィシュマンの処遇が主な争点となった（16日）。

ところがフィシュマンは自らの考える宗教相の仕事内容を説明する事になっていた20日閣議を欠席し、ベングリオン宛てに抗議の手紙を届けた。その内容は、自分が不在の間に閣僚ポストの割り当てが終わっており自分のポストが決まっていないこと、自党ミズラヒがヘブライ法の施行の必要性から希望してきた法相ポストはローゼンブルートに与えられたこと、既に官僚まで全て任命されてしまっており自党とハポエル・ハミズラヒは蚊帳の外に置かれたことへ

の抗議であり、「公正と正義」[50] からなされたのではないこうした全て故に内閣には参加しないと結ばれていた(20日)。

フィシュマンの辞任宣言は暫定政府内に波紋を呼んだ。しかしシャピラによればこのような不満はフィシュマンに限った事ではなく、例えばハガナーには自党ハポエル・ハミズラヒから3000人もが動員されているにもかかわらず、国防分野の官僚で同党出身者はゼロであり、軍における宗教的ユダヤ人⁽³⁹⁾への配慮が欠けている。同様の事は政治行政機関全体に共通していると彼は主張し、委員会を直ちに設立して「特定の政党の権利でもって入った人々を取り除く」[51] 事を要求する。法相ポストについても、以前から「ヘブライ法と現行法を混合させねばならないこのポスト〔宗教相〕には宗教的ユダヤ人は特別の利害を持っている」[52] と伝えたにもかかわらず、宗教政党のメンバーの不在中に勝手に〔ローゼンブルートの法相就任が〕決められたのであり、自分たち宗教政党はこの一方的な措置を受け入れる事はできない。シャピラはどのようにフィシュマンの立場を代弁し、限定された委員会で閣僚ポスト問題を今日明日中に再検討するよう要求した(20日)。

これに対してベングリオンは、政府メンバーから成る三人委員会に、自分によってなされた全ての国防関係の任命を調査させ報告書を提出させると言明する一方、フィシュマンの書簡にある大量の官僚の任命問題については自分も知らなかったとし、調査する意向を示した。その上でベングリオンは、自分は修正主義者の政府参加要求は拒否したがフィシュマンの要求については話し合う機会を設けた、それにもかかわらずフィシュマンが唐突に政府参加を拒否したのであり、彼は「誤りを犯した」[54]、と批判した(20日)。

他方、フィシュマンの抗議をきっかけとして他党出身者のマパイに対する不満が噴出した。マパイ主導の人事は党利優先であるという批判を口にしたのはシトリトとベルンシュタインである。「シャピラ氏が持っているのと正に同じ不平」[56] を持つシトリトによれば、全ての機関においてのみならず地方当

局においてもスファラディームは極めて少ない。シオニズムに常に忠実であったにもかかわらず、「劣等感がつくられるまでに自分達はイスラエル国民の継子であるという印象を持ってきた」[55]。スファラディームは全分野において立ち後れており、「見捨てられた領域」[55]である。出自にかかわらず有能な官僚の登用を可能にする委員会の設立を心にかける必要があり、自分も委員になる事を要請する[56]、とシトリトは述べている。更に彼は、スファラディーム共同体の大半は宗教と伝統を守っており、ユダヤ人共同体は世俗的多数派から構成されているのではなく多数派が伝統と宗教を守っていると自分は考えるため、彼らの感情を考慮に入れる必要がある[56]として宗教省の設置に賛成した（20日）。

宗教的に敬虔な同僚の発言に対してマバム党員は冷淡であった。ベントヴは、シトリトの「世界の諸国民の中には宗教的分野を扱う部局がある」[56]という発言に対し、「いかなる政府にあってもこれについては聞いた事がない」[56]と口を挟んで、「チェコスロヴァキア、ポーランド、アメリカではそうだった」[56]というシャピラの反論を招いている。ツイスリングはマバムを自らの「不満の受け皿にしたい」[57] シャピラと、「突然我々をこのような状況に立たせている」[58] フィシュマンらを批判している。宗教陣営に対する彼らの苛立ちは、マバムの世俗的な急進左派としての立場に由来していた。しかし官僚などの任命のあり方については、ツイスリングも規程を設けるべきであるとし、ベングリオンとシャピラの提案（任命についての再調査と委員会の設置）を支持した（20日）。

ベルンシュタインは、自党はある程度マパイ主導に妥協してきたものの「役割分担は非常に一方的である」[58]と本音を述べた。カプランやベングリオンが社会主義的な金融政策や国防政策を行うと主張するわけではないが、国防と政治の諸部局がほぼ100%、一つの政党「マパイ」の党員から構成されている事実がイシューヴ⁽⁴⁰⁾の中に憤りを引き起こしているため、これに関する委

員会の任命に賛成するとし、自分も委員になりたいと示唆する [59]。

カプランは閣僚ポストの割り当てとポスト間の境界を明らかにする閣僚委員会を選出すること、また割り当てが決まったらローゼンブルートが権限規程を定める事を提案した。またフィシュマンには辞任を思いとどまってもらい、以前彼が同意したように、宗教相の仕事についての提案を閣議か委員会に持ち込むよう要請する事も提案した [60] (20日)。

ローゼンブルートは自らの法相就任も含めて任務が決定されていない事の弊害を指摘し、官僚が自らの所属政党を代表するあり方に反対した [60]。その批判は、自党の党員の、諸機関（法務省も含めて）における比率増加を主張する宗教政党の党利優先姿勢に特に向けられていた。シャピラはこれに答えて、ローゼンブルートから法相ポストを奪うつもりはなく、自分は法務省内に在るべき「ヘブライ法の大専門家でそんなに党派的でない人物」[60]をローゼンブルートに与える用意があるとした上で、閣僚ポスト割り当てと任命を再検討する委員会の設置を提案した。かくしてそのような再検討を行う四人委員会がベントヴ、ベルンシュタイン、カプラン、ローゼンブルートを委員として発足した [61]。また「統治と法の諸措置」令が承認され、その2条(C)に従ってベングリオンが首相として選出された(20日)。

23日閣議でのカプランの報告によると、四人委員会では、ヴァアド・レウミに残されていた幾つかの任務を暫定政府に移管する必要があるという問題が提起された。そこで23日閣議ではこの問題と、またアラブ人も扱うという前提で考えると宗教省を設置するべきか否か、設置するとしたらどのような性格を持たせるか、などが話し合われた(3(6)⑤で詳述)。

② バングリオンの国防相ポスト受諾をめぐる紛糾

23日閣議の今一つの争点は、四人委員会が提案した、国防のための五人委員会の設置であった。暫定政府内の役割分担が決まらない中で戦時の緊急事態に対応するためであった。

五人委員会の設置に賛成したシャピラ、ベングリオン、ツイスリングに対し、ローゼンブルートは「政府を廃する可能性がある」[88]と反対している。但しローゼンブルートは「ベングリオンにとって今週起こる事の全責任を負うのが難しい」[88]事も理解できるので、シャピラとカプラン（或いはバルンシュタイン）の二人を選出し、彼らが他の全ての任務から解放されて国防相（ベングリオン）に協力する事を提案した（三人案）。これに対してベントヴはベングリオン、シャピラ、カプラン、ツイスリング、グリュンバウムの固定された委員会を提案した（五人案）。シャピラが票決を延期できないと言ったのに対し、レメズは「この〔政府の〕机はまだ土台がおかれておらず、〔我々は〕既にそれを掘り崩している」[89]と、委員会の設置に消極的であった。ツイスリングが今日のところは委員会について決め、固定するかしないかは後で決める事もできると提案したところ、シャピラは戦時の一時的な委員会である事は明らかだとした。ベングリオンは五人案と三人案を提示した上で、話し合いの前提となるポスト割り当ての改訂案を発表した。ベントヴは労働、バルンシュタインは通商産業、グリュンバウムは内務、レヴィンは福祉、フィシュマンは宗教・戦争負傷者の扱い、ツイスリングは農業、カプランは大蔵、ローゼンブルートは法務、レメズは運輸、シトリトは警察とアラブ、シャピラは移民と保健、シュルトクは外務である [91]。ベングリオンは更に、フィシュマンのポストを決める前に宗教省をおくかどうか決める必要があるとし、票決の結果5:2で宗教省設置が決まった（23日。3（6）⑤参照）。その結果ポスト割り当て問題は、「戦争負傷者の扱い」を管轄するのは宗教省か社会福祉省か、及びベングリオンの国防相ポスト受諾問題、の二点に収斂する事になった。

しかし23日閣議はここから迷走する。正式な組閣と公表が焦眉の急であるにもかかわらず、ベングリオンが国防相就任と閣僚リストの公表を延期しようとしたからである。ベングリオンと他の閣僚たちの議論の様子は、2（4）④の中の本議事録92～95頁（ベングリオン「・・・我々は国防相ポストの問題の

明確化も委員会に委ねよう。・・・」[92] からシトリト「まず誰が国防相であるかを決めねばならない。・・・」[95] まで) を参照されたい。

このやりとりの後、結局 23 日閣議では、四人委員会がベングリオンの国防相ポスト受諾条件と、国防のための内閣委員会の問題及びその構成を明確化して次回閣議(26日)のトップ議題とし、それまで閣僚リストの公表は延期するという決定がなされた[95]。以前から国防相就任の条件(命令系統の一本化、軍内部の平等、越権行為の禁止)を提示していたベングリオンであるが、ここでは条件よりも手続き的なプロセスにこだわっており、他の閣僚もこの期に及んで国防相の件だけを先送りにする必然性を理解できないという雰囲気が伝わってくる。ベングリオンの合理的範囲を超える逡巡の理由は何であったのか。

彼の躊躇が22日夜(23日にかかる)に起きたタントゥーラ村事件と関わりがあるというのは、考え得る説明の一つである。閣僚の大半は情報を得ていなかったと思われるが、閣議が行われたのはタントゥーラ村でハガナーによって引き起こされたアラブ住民の虐殺と追放の直後くらいであった。翌日には国際的に報道された残虐事件⁽⁴¹⁾の発生と重なる時期に国防相に正式に就任する事を、ベングリオンは避けたのではないか。

国防相ポスト受諾問題と、国防のための五人委員会の設置については26日閣議でも結論が出ず、30日閣議に持ち越された。30日の最初の事案は国防相ポストであり、カプランが改めてベングリオンの就任を提案した。ベングリオンは「一つの深刻な困難が取り除かれた」[184]として国防相ポストを受諾し、シャピラの質問に答えて国防部門の構成、すなわち軍事機関(軍)と文民機関(国防省)の二つから構成されている事などを説明する[185]。しかしツィスリングが、ベングリオンの国防相就任について不平はないし遅らせる事を提案しているわけでもないが、不明瞭な点があるため、五人委員会が発足すればその委員会が、ベングリオンが出した条件がいかにして満たされて彼がポスト受諾に至ったのかという経緯の明確化に携わるだろうと述べた際には、ベングリ

オンは明確な回答を避けている [187]⁽⁴²⁾。ベングリオンはこの日に決まった結果(国籍問題は移民省ではなく内務省の管轄とすること、「戦争負傷者の扱い」は福祉相の管轄から外されること、アラブ省は少数派省と改称されることなど)を反映する最終的な閣僚リストを公表すると言明した。かくしてベングリオンは、延期の末に国防相ポストを受諾し、建国後2週間以上経過して漸く閣僚リストが公表される運びとなったのである(30日)。

(3) 「統治と法の諸措置」令 (פקודה סדרי השלטון והמשפט)

「統治と法の諸措置」令(以下「同法」)は新国家の基本を整理したものである。その草案はユダヤ機関執行部の法律委員会によって建国前に何か月もかけて起草され、16日閣議でローゼンブルートによって提示された後、16・19日の両日にわたって審議され、修正案が作成された⁽⁴³⁾。ここでは同法の審議の過程で浮上した論点の中で、建国直後のイスラエルの政治構造や方向性に影響を与えたと思われるものを整理する。

① 暫定国家評議会(議会)と暫定政府(内閣)の構成メンバー

同法では暫定国家評議会と暫定政府へのアラブ人の参加が明確に規定されていた(評議会については1条(A)、暫定政府については2条(A) [11,22,38]⁽⁴⁴⁾)。16日閣議における1条(A)と2条(A)の文言をめぐる議論(3(6)②で詳述)は、その後のイスラエルにおけるアラブ市民の位置づけを考える上で重要である。また、「閣僚」に当たるヘブライ語の選択肢についても議論された。ミニスター(מניסטר)という英語の採用には外来語である事から抵抗が大きく、中世から使われているナギド(נאגיד)⁽⁴⁵⁾には賛否両論があり、最終的には聖書でも使用されているシャル(שר)⁽⁴⁶⁾が採用された [21] (16日)。

② 議会と内閣の関係——予算決定権と立法権をめぐる闘争——

暫定国家評議会(議会)と暫定政府(内閣)の関係については、後者が前者の策定した政策路線に従って行動しその決定を実行する、という基本原則が2

条(B) [12,22,38] に定められている一方、予算決定と立法をめぐる両者の権限のあり方が問題になった。その結果、これらを政府主導で行いたいベングリオンと、死活的な分野で議会が政府に従属する構造が固まるのを阻止しようとする他の閣僚(マバムのベントヴとツイスリング、マパイのリベラル派であるレメズ)との攻防が展開された。他方、それぞれ蔵相と法相に就任する予定であったカプランとローゼンブルートは、突出した政府主導路線への同調は避けつつも、強大な権限を持つ議会が「緊急時」に政府の足枷とならぬよう、政府の執行力の確保にも腐心した。それはリベラルな個人としての信条と、責任の重さに由来する現実的考慮のバランスが要求される難しい立ち位置であった。

16日閣議でベングリオンは、暫定国家評議会の支出予算決定権を暫定政府が事実上制限する段落を5条に付加する事を提案した。このような制限を通じて議会が内閣に従属する構造ができる事を恐れたベントヴ、ツイスリング、レメズの反対論に対し、ベングリオンは現時点では決定ではないと留保しつつ「制限」の理由を説明する。「この政府は評議会によって構成されたわけではない。政府を構成するのはこの評議会の権限の中に入らない。政府は評議会を構成したのと同じ諸機関によって構成された。政府の権限は評議会に由来しない。政府はシオニスト行動委員会、ユダヤ機関執行部、ヴァアド・レウミに由来する」[24]。ベントヴとツイスリングは納得しなかったが、ベングリオン案は5条(B) [25,37] に結実した。マバムの二人の抵抗は、立法府と執行府の権力バランスへの考慮と共に、自党のライバルであるマパイの主導権の増大への懸念という政党的考慮にも恐らく由来していた。しかし結果的には、付加された5条(B) に対しては後日開かれた法律委員会でも反対論が強く、「委員会を同意する方向に持って行く事は不可能であった」(ローゼンブルート委員長 [37]) ため、19日閣議に持ち込まれた修正案では削除されていた。ベングリオンが導入しようとした議会の予算決定権への制限は、強力な抵抗に遭って挫折したのである。

16日閣議ではこのほか、政府の制定する緊急時規則が既存の法の上位におかれ得る事を定めた9条(C) [13] に対して、ツイスリングが「これは国家評議会の領域 [立法権] を政府が廃する可能性である」 [25] として反対した。しかしその一方では、9条(B) (緊急時規則は、その諸規則の目的の実現のために命令を行う権限を全ての閣僚とその他全ての当局に与える事ができる) [13] がツイスリングの要求で削除されたため、9条(C) は9条(B) となって残り、これがその後の法律委員会でも生き残って19日閣議で提示されるに至った。ローゼンブルートは、今が緊急時かどうかを国家評議会が決定し、[緊急時と認定された場合にのみ] 政府が全権限を持つ事を提案して漸く9条(B) に対する法律委員会内の同意を取り付けた、と19日に明かしている [37]。

特に16日閣議において、ツイスリングが議会の権能を政府が浸食する事に抵抗し、一つ一つの政策について議会の承認を得る正統的プロセスにこだわった事は議事録から克明に読み取れる。9条(C) を削除させる事に失敗したツイスリングはなおも粘り、政府による緊急時規則の制定に厳しい限定(評議会を開く可能性がない時のみ政府にそのような権限を与え、これらの法 [規則] は2か月以内に国家評議会の承認を受けねばならず、それを過ぎた後は廃止される) を付加する事を要請したが [25]、その意見は採択されなかった。しかし、首相及び、暫定政府によって決められた全ての閣僚は緊急時規則を制定する事ができるとした9条(A) [13] が修正された事は彼にとってせめてもの救いであった。カプランによるその修正案は、緊急時規則を制定する権限はあくまでも暫定政府にあり、首相やその他の閣僚は暫定政府からそのような権限を与えられて初めて制定し得る事を明確に意味した文言で [26]、ツイスリングの賛成も得て採択された(16日)。

19日閣議では、法律委員会が作成した修正案(19日原案)の5条「暫定政府予算は、暫定国家評議会の法令によって決定されるであろう」 [39] が新たな争点となった。カプランは、政府が予算を承認できず、予算がない場合は常

に支出の権限を持たないのでは支障があるとして「予算の承認まで、緊急の事柄について資金を支出する権限を政府に与える特別な文言」[39]の付加を求めた。レメズがこれを受けて次のような特別な決定をする事を提案し、採択された。「1948年7月1日までに政府は予算案を国家評議会に提出する。この日付までは政府には行動に必要な金額を支出する権利を与えられる。但しその後、支出を国家評議会の承認に持ち込まねばならない」[40]。更にカプランが、政府で暫定予算についての話し合いがあるまで、蔵相と他の全ての閣僚に、仕事を開始するために省庁の仕事に資金を割り振る権限が与えられる事への承認を求め、承認された[40]。すなわち19日原案5条においては、今度は予算決定における議会の権限が大きすぎ、政府が必要時に予算を使う事を可能にする弾力性に欠けていたため、議会による正式な予算の承認がない間でも政府が必要な限りで予算を使えるという閣議決定が付加されて、条文を運用面で補ったのである。

内閣と議会の権限に関しては、議会の構成員を変更する場合の手続きをめぐって30日閣議で議論になった。戦争状態のため議会に出席できない議員が出ており、彼らの代替の人々をいかに決めるかが問題化していたのである。ローゼンブルートが評議会の構成における全ての変更は法令〔国家評議会の承認を要する〕を義務づける、この件に関しては緊急時規則を制定する事も可能だと考えるが国家評議会自体がそのように決めねばならないと述べたのに対し、ベングリオンは、「評議会が際限なく自らを拡大させる扉を開く」[190]ためローゼンブルートの手順は取らず、政府の緊急時法〔緊急時規則と同義〕でなければならないとした。しかし、ローゼンブルートに同調する形でツイスリングも、解雇された人々と彼らの代わりに他の人々を任命する諸政党は評議会の承認を受けねばならないと強調した[191]。これを受けてベングリオンは二つの案を提示する。第一案は戦争状態のため会合に来られない人々の代替の人々を、関係者との協議の後政府が決定する。第二案は評議会が会合の冒頭で、その会合

のための代替の人々の任命についてその時の指示として決定する。第二案が3：6で採択され、評議会が、関係者によって提案される代替の人々に参加の権利を与える法律を制定すると決定された。そしてこの決定が評議会会合の冒頭で話し合いに付され、評議会が肯定的に決定するなら代替の人々は参加すべく直ちに招かれると決定された [191]。

このように「緊急時」を名目とした、政府の超法規的措置や議会操作につながりかねないステップには閣議で異論が出され、一定の歯止めがかけられたのであった。この事実は、建国直後のイスラエルにおける対アラブ政策決定の「環境」を客観的に評価する上で見落とせない。

③ 委任統治政府からの法と権力の継承

同法の第4章は委任統治政府からの法と権力の継承を扱っており、本質的な修正はなく可決された（16日）。11条は暫定国家評議会によって法が制定されない限り「5月14日にエレッツ・イスラエル⁽⁴⁷⁾に存在していた法」[27]が効力を持つとする。12条は委任統治下でイギリス人に与えられていた特権の廃止等を定めるが、原案12条（A）にあった「イギリス軍の人々」という文言は対英関係に配慮したベングリオンにより削除された。13条は委任統治下で出されたユダヤ人に不利な移民や土地関係の法令の事実上の失効を規定する。14条は委任統治下で英国王、その大臣、高等弁務官の手中にあった全ての権限は今後、法によって暫定国家評議会に移譲されない場合は暫定政府に与えられる事などを定め、15条は法の中で「パレスチナ（エレッツ・イスラエル）」と言われていた全ての場所が今後「イスラエル」と呼ばれる事などを定める [28]。更に法律委員会の検討の結果、第6章において、1947年11月29日と本法令の公布日までの間にユダヤ機関、ヴァアド・レウミ、人民執行部やその部局によって公布された規則、命令、通達、指示は暫定国家評議会によって改廃されない限り効力を持ち続けるという19条（B）[37]が付加された（19日）。

かくして委任統治期の法は、制定者がイギリスであれイシューヴであれ、暫

定国家評議会が改廃しない限りイスラエルに継承される事になった。委任統治期にイギリスが掌握していた全権力もイスラエルに移譲された。イスラエルの主権と管轄権はここにおいて対内的に確立され、戦時に特に不可欠な「支配の正統性」の確保と、社会経済生活の極度の混乱の防止に貢献したのである。

④ 司法

16日原案にあった第5章「裁判所」[15]は裁判所の種類や構成、裁判官の任命などの制度的な詳細を規定し、司法権の独立については言及していない。重要な条項を挙げると、18条は最高裁判所の裁判官は暫定政府の承認の下に法相により任命される事などを定め、21条は委任統治期の宗教裁判所（ラビ法廷、ムスリムの法廷、キリスト教諸派の法廷）が機能し続ける事を定めていた。しかし第5章は裁判官の任命に関する意見の違いにより削除され[28]、19日改正案では削除された第5章の代わりに、17条「裁判所に関する新しい法が与えられない限り、国の領域内の裁判所は法が彼らに与える権限の枠組みで機能し続けるであろう」[36]がおかれるにとどまった（アラブ人裁判官の問題については3(6)⑤で述べる）。

(4) イスラエル国防軍令 (פקודת צבא הגנה לישראל)

23日閣議で提示された「イスラエル国防軍令」草案をめぐる論点は以下のように要約できる。(i) 2条で動員年齢は17～45才であり55才まで軍の勤務に動員できるとされているが[96]、55才と書く必要があるか。(ii) 「イスラエル国防軍」(צבא הגנה לישראל)ではなく単に「イスラエル軍」(צבא ישראל)とすべきか、つまりハガナー(הגנה, ヘブライ語で「防衛」)⁽⁴⁸⁾という語を軍の名称に残すかどうか。(iii) 入隊する兵士の忠誠の誓い。(iv) 法的観点から洗練された草案にするため、水曜日(26日)まで決定を延期すべきこと[97]。

(i) に関しては、ベングリオンが2条の後半に「緊急時には」という文言を付加して「緊急時には55才までの者も軍の勤務に動員する事ができる」[97]

とする事を提案した。カプランも賛成したが、緊急時に限る事を明確にせねばならないと念を押している [98]。

(ii) の議論の背景には、軍の中核となるハガナーが、社会主義シオニストの主導権下におかれてきたために党派的（左派的）なイメージで見られていたという事情があった。「ハガナーだから入りたくないという口実を誰にも与えたくない」[96] のでハガナーの語を軍の名称に残すべきではない（つまり単に「イスラエル軍」とすべきである）というシャピラの意見はこの文脈で理解されるが、これに対してツイスリングはアラブ人との対立の最前線に立ってきた全国的なキブツ運動の指導者らしいハガナー擁護論を唱えている。「私は『防衛』という概念が存在する事に賛成だ。シャピラ氏がそのような事に疑念を抱いている事に大変驚いている。防衛の概念は我々全員にとって大きな名誉の概念であり、我々がここへ持ち込んだ、この特別で素晴らしく輝かしい教育的な概念を何故抹消せねばならないのか私には分からない。我々は強い軍を持っていない。我々にはそのような意図はないし、この観点からも防衛の概念はよい」[97]。

ツイスリングの発言には、ユダヤ人入植者から見ればアラブ人との対峙は常に「防衛」であったという社会主義シオニズムのイデオロギーが凝縮されている。イスラエルの建国イデオロギーとなった社会主義シオニズムにおいては、理念上ユダヤ人の戦いは「防衛」以外ではあり得ないからこそ、アラブ人との衝突で職務に殉じたハガナー隊員の死は意味を持つのであった。左派シオニストのこのロマンティシズムはシェルトクにさえ見られる。長年、外交のみならず防衛にも関わってきた彼は、ハガナーという名称にはそれを忘却の淵に沈ませないという「道徳的理由」[98]がある、軍という新しい用語を導入しても古きものから訣別せねばならない事はないと発言している。彼の「道徳的理由」という一語には、上のような背景を知る者のみが共有できる重い意味がこめられていたと言えよう。

シトリトも「イスラエル国防軍」という名称を支持したが、シャピラは納得

しなかった。シャピラによれば、「ハガナー」またはその前身の「ハシヨメル」のいずれを使うにしても包括性のある名称ではなく、逸脱した諸組織〔イルゲンとレヒ⁽⁴⁹⁾〕を軍に編入せねばならない状況下で「国防軍」という名称は不適切であり、「イスラエル軍」という名称で決定的に充分であった〔99〕。最終的には「イスラエル国防軍」という名称が採用されたが、この論争は単に名称をめぐるものではなく、アラブ人との闘争は「防衛戦争」であるという隠れた大前提や、そのような防衛を自分達こそが担ってきたという社会主義シオニストの矜持や、左派の覇権を匂わせる「党派的名称」への他党の警戒感などがあらわになった論争であった。

(iii) についてはシェルトクが、忠誠の誓いの文面を作成する前に誓いの件そのものについての決議の採択を求めた〔98〕。(iv) を提案したのはローゼンブルートである。「私は、ハーグ条約⁽⁵⁰⁾によるとどういふものが軍として認められるのか、その基準は何か・・・を検討した。・・・私の意見では制服、司令部、国際法の遵守の件は法の中になければならない」〔97〕。特別な軍事組織の創設を禁止する4条に罰則規定がない事も技術的な不備である、とも彼は指摘する(23日)。

55才以上の動員は緊急時に限定すべきであるとするカプラン、忠誠の誓い自体について原則的に検討が必要であるとするシェルトク、戦時国際法との整合性を問うローゼンブルートの意見には、急進派であるベングリオンが個人の権力を背景に軍の創設において「暴走」する事態を防ぐべく歯止めをかけようとする穏健派の牽制が感じられた。軍のあり方はイスラエルの民主主義の今後を占う試金石の意味も持つ。26日の紛糾は必至であった。

26日閣議でローゼンブルートはイスラエル国防軍令の修正案を読み上げ、意見を述べた。自分はこの法令の形に満足しているわけではない。自分の意見ではこれは緊急時規則か、政府ではなく国家評議会によって採択される法令として制定すべきであったからである。しかし首相がこれ〔政府によって採択さ

れる法令」以外のものであってはならないという意見であったため、実際には誰がその立法者かを自分は〔同法中で〕言わなかった。——ローゼンブルートはこの法令をこの形で公表した後、国家評議会に次の会合で正式に承認するよう要請する事を提案した〔112〕。ツイスリングも同じ提案をしている〔116〕。

自らの主導権、ひいては国における軍の優位を「緊急時」を利用して確立しておこうとする首相（国防相）と、政府が議会を通さずに重要事項を決定する構造が既成事実化する事を懸念し、特に軍が国民の代表機関である議会に服する文民統制から逸脱する事を警戒する法相のこの日の対立は、民主主義の根幹をめぐる争いの様相を帯びた。ベングリオンは首相の「裁量権」に挑戦するローゼンブルートに言い放つ。「ローゼンブルートのコメントだが、私の意見では形式的な正確さを示す事に今厳密になりすぎる必要はない。ローゼンブルートへの持てる限りの礼節をもって言うが、法的側面についても私は意見を異にする。暫定政府が軍を創設する権限を有すると〔国家〕評議会が決めたのだ⁽⁵¹⁾。強制的動員のみが緊急時〔規則として制定すべき〕事項だ」〔113〕（26日）⁽⁵²⁾。

もう一つの争点は、全兵士は「イスラエル国家、その法、最高司令部に対して忠誠の誓い（שבועת אמונים）を行う義務がある」と定めた5条〔111〕であった。宗教政党にとっては、世俗の国家に忠誠を誓う事の是非への判断を迫られる事案であったが、意見は分かれた。フィシュマンは、ヘブライ語の誓いは必ずしも神の名においてではないため誓いに賛成するとし、政府に忠実であるためには誓わねばならないとした〔116〕。これに対して「忠誠の約束」（הבטחת נאמנות）でよいとしたのはシャピラとレヴィンであり、ツイスリングも左派の立場から同調している。レヴィンは、自分がフィシュマンに同意しないのは「トラーの本と神の名においてする以外の誓いは存在しない」〔116〕からであると述べた。ベングリオンは、人は誓うという厳粛な行為によって最大限の言質を与えるのであり、祖国と同胞のために命を捧げるには最大限の言質が必要であると説いた〔117〕⁽⁵³⁾。票決の結果8：4で「誓い」（שבועה）の語が採用され、誓い

の文面は承認のため政府に持ち込まれる事になった [118] (26日)。

5条をめぐる議論は、「兵士は何に対して忠誠を誓うのか」に焦点が移った。忠誠の対象として「政府」という語を入れず、その理由も説明すべく事前準備をして閣議に臨んだ法相と、正に「政府」の語の挿入をめざす首相（国防相）の間に再び緊張が走る。

ローゼンブルート 私は国際法の専門家たちの本を検討し、民主主義国家における市民は政府にではなく、国家に対して忠誠心を持つ事を義務づけられるのだという事が分かった。故に、兵士は政府にではなく司令部に対してのみ忠誠心を持つ事を義務づけられる [119]。

ベングリオン その理由こそが、「政府」の語が正に必要であると私に語っているのだ [119]。

ローゼンブルートの異論を承知の上でこそ、敢えて政府に対して忠誠を誓わせるのだ、とベングリオンは挑発的に切り返す。次にベントヴが左派の角度から首相の真意を質した。

ベントヴ 議会制の下では——政府は変わるのであり、政府を変えていずれかの専制的な体制を打ち立てる事も可能である。誓いというのは具体的な政府に対するものか、それともその後に来るであろう全ての政府にも向けられるのか？ [119]

ベングリオン 政府の意味するところは、イスラエル国家の政府であるところの全ての者だ [119]。

ベントヴ 革命があると想定しよう。そうしたらどうなるか [119]。

ベングリオン 司令部は変わる可能性があり、[革命を起こした人々が]司令部を掌握する可能性もある。これは特にベントヴが今提起している問題に照らすと、大変危険な点である。司令部とは誰であり、司令部は誰に従う義務があるのだろうか [119]。

ベントヴ 政府だ——これは [ここで言うのは] 憲法的な概念だ。司令部

は——変わらない。人々は——変わる。しかし政府の交代と共に司令部が交代する事はない [119]。

ベングリオン [しかし例えば] 誰かが力づくで政府を引きずり下ろし、それから司令部も引きずり下ろすとしよう [119]。

兵士が忠誠を誓う対象が革命などで「交代し得る権力」であっては問題が生じる。この認識をもとにツイスリングが5条の修正を提案する。「イスラエル国防軍に勤務する全ての者は、イスラエル国家、その法、権限を与えられたその当局〔複数形〕に対して忠誠の誓いを行う義務がある」[119]。すなわち原案の「最高司令部」という特定の表現が「権限を与えられたその当局」という一般性の強い表現に置き換えられたのであり、この表現であれば政府が交代してもその時点で権力を持つ「当局」（政府・司令部いずれも含み得る）への忠誠が確保できる事になる。かくして原案5条は、修正案3条として採択された⁽⁵⁴⁾ (26日)。

軍の外に軍事組織や武装勢力を設ける事を禁じた6条については賛否両論に分かれた。ツイスリングは、今この地には武器に関する無秩序な状態があり、全土のための法がなければならず、それは将来的にはイスラエルのアラブ人にとって法になるだろうと述べて6条を擁護した。これに対してシャピラは、逸脱者たち [イルゲンとレヒ] も1週間か10日待てば全てが軍に入る事を自分は全く疑わないので、後で修正できない条項を今採択するのはやめようと述べた [120]。結局6条は票決の結果4：8で残される事になった [121]。9条については、「国防相」に該当するヘブライ語はシャル・ハハガナー (ההגנה שר) の代わりにシャル・ハビタホン (שר הבטחון)⁽⁵⁵⁾ が採用される事になり、ツイスリングの提案に基づいて前半の一文のみを残し、国防相はそのような事 [本法令の遂行] のために必要とされる規則を制定する権限を有するという後半部分を削除した短縮版が採択された [122]。かくして26日閣議に持ち込まれた修正案を更に修正した「イスラエル国防軍令」が同閣議で採択され、国防軍を

創設する法的土台がおかれたのである [122～123] (26日)。更に30日閣議では、ベングリオンが持ち込んだ国防軍への「誓い」の文面が承認された [167]。

(5) 安保理停戦決議⁽⁵⁶⁾の受諾をめぐる

23日閣議でシェルトクは、ユダヤ人・アラブ人双方に36時間以内に停戦するよう命ずる安保理決議が賛成10か国(ソ連は反対)で採択された事を報告し、全戦線で停戦せよとの命令を指定時刻(翌日夜8時)に出すであろうという声明を我々には出さねばならない、と述べた。しかしベングリオンは攻撃があった場合に停戦する事は不可能であると発言し、シェルトクも全司令官への命令に「もしそれが可能なら」という文言を入れる事は当然であるとした。結論としては、アラブ側が停戦の用意がある事を通告してくるなら、遅くとも24日夜8時には全ての場所で停戦せよとの指示を軍に与え、現場への実際の指示は相手側が停戦したら停戦せよという内容にする事が決定された [73～74] (23日)。

26日閣議ではベングリオンが停戦に積極的な姿勢を打ち出している。ベングリオンは、エルサレムが健在なら停戦があるのは我々にとって望ましいというのが全ての連隊長の意見であったと報告する一方、「停戦は我々に自らを強化し、更なる武器を受け取る可能性を与える」という長所を持つ事を指摘し、その間に航空機も着くであろうし、「来週の我々の状態は今よりよくなっているだろう」 [110] と予想している (26日)。

30日閣議でも安保理の停戦案を受諾する事自体について異論は出ず、停戦内容の明確化と、受諾を通告するタイミングが焦点となった。まずシェルトクが「安保理は6月1日の6時まで全ての敵対行為を中止する事を受け入れるようアラブ諸国とユダヤ人に呼びかける事を本日決定した」という文言から始まる安保理会合からの電文の声明を読み上げ、ベングリオンは「我々は安保理のこの要求には反対できない」 [192] と述べた。シェルトクは、ニューヨークのイスラエル代表団が、「アラブが自らの立場を通告するまでは我々は我々の

立場を今表明しない方がよい」[192]と提案していると報告する一方、ベングリオンの退席後、「我々はニューヨークの我が国代表団に、我々の回答は肯定的であろうから、この件については些かもためらいを持たぬようにと直ちに知らせねばならない」[192]と述べる。但し我々が考慮検討するまでは受諾決定の公表を我慢する必要がある、その間に参謀本部は「時間を利用すべく全ての事を行わねばならない」[192]、つまり刻限まで軍事的に有利になるよう事を進めるべきだと主張した。ベングリオンの退席後議長を務めたカプランも、停戦を受諾する方向性がある事を同僚たちに話す事に反対はしないが、決定を採択するとそれを「対外的に」隠せないし、自分は今後48時間に事態がどのように展開するかを見極めたいと述べ、決定を今採択せず閣議を火曜日[6月1日]に開く事を提案した（30日）。

ツイスリングは停戦内容について、質問も含めて五点を指摘した。(A) 停戦はこの地の道路が「通行」自由である事を意味するのか。(B) 停戦はイギリスの撤退中断も意図しているのか。(C) アラブ人国家への武器供給の停止はどのように保証されるのか。停戦委員会による武器流入の監視がなければならない。(D) アリヤー⁽⁵⁷⁾問題は戦争後の政治的結果とも関係するが故に重要である。エレツ・イスラエルにユダヤ人を入れる可能性は技術的な観点からはどの位あるのか。我々が一か月間で達成できそうな移民数はどの位か。(E) 明日の夕刻か明後日の朝に閣議を開き、その後国家評議会を開く事を提案する。——シェルトクは、(A) については明らかであると思うが聞かねばならないとし、(B) については断じて違うとした。(C) に関しては軍事オブザーバーが任命されるそうであると述べ、停戦委員会による監視は「停戦内容には」ないと答えている[193～194]。(E)にある国家評議会の開催についてはローゼンブルートも賛成した[196]（30日）。

その後シャピラ、シトリト、レヴィンらも停戦案受諾に賛成する議論を展開したが、受諾の正式決定をいつ行うかについては意見が分かれた。シャピラは、

自分が停戦案を受け入れるのは選択の余地がないからのみならず、停戦案は国際社会が初めてイスラエル国家を承認した事を意味しており、自分はその事の中に積極的な意味を見るからである、と説明した。彼は停戦の長所を列挙する。アラブが武器を持ち込めるのと同様に我々も持ち込めるであろうし、一か月の休息期間に産業面でも我々の状況は全く違うものになろうし、エルサレムへの道は移動と食糧輸送のために開かれるであろうし、アリヤーについては努力すればこの一か月で約2万5000人の若者を入れる事が可能であろう。但し、停戦案を受諾する必要については全員が一致していても直ちに決定しない方がよい、ともシャビラは述べる。一旦決定するとユダヤ人は既に同意したと公表されてしまうので、明日の夕刻か火曜日朝に会合を行って受諾を決定するのがよいとする [194～195]。シトリトは多くの理由から停戦案を受諾する必要があるとした上で、アラブが第三国経由で間接的にエレッツ・イスラエルに武器を持ち込む可能性を懸念し、停戦がアラブ諸国による封鎖の解除も含む事を確かなものにする必要がある、とした。彼は肯定的な決定を延期する必要はないとし、それを直ちに採択して停戦に向けてあらゆる準備をする必要があると主張した [195]。レヴィンは「もし我々が秘密の決定を採択できないなら、我々はイスラエル政府ではない」 [196] と断言し、決定を火曜日まで延期せず、直ちに安保理決議を受諾するよう提案した (30日)。

結果として、直ちに決定すべきであるというシトリト・レヴィン案は2:5で否決され、6月1日午前11時に改めて閣議を開いて決定する事になった。更に受諾決議が政府によって採択される案と、国家評議会によって採択される案が票決にかけられ、6:4で政府によって採択される事に決定した (30日)。

(6) アラブ問題

本項では、暫定政府の優先的審議事項として (1)～(5) で整理した全体的内容と文脈を念頭においた上で、(1)～(5) の叙述から外したアラブ問題に

関連する部分のみを整理する。

① イスラエルに対するアラブ諸国の承認問題

16日閣議でこの問題を切り出したのはベングリオンであった。「アラブ諸国に対する〔イスラエル承認〕要請の問題について決定が求められる。我々はこれらの国——国連加盟国であれ我々に宣戦布告したのであれ——との良好な関係に関心がある。私の意見ではこれらの国に要請する必要がある。〔彼らが〕何と答えるかは見てみよう」〔4〕。

既にベングリオンが戦争継続のみならず講和の可能性も視野に入れていた事を示唆する発言である。しかし続いて彼は、アラブ諸国がイスラエルに「宣戦布告しなかったかのよう」〔4〕に承認を要請すべきかについて迷いを見せる。これに対してツイスリングは、アラブ諸国が宣戦布告した事に目をつぶる事なく、つまり我々が互いに敵対行為を中止するよう呼びかけるという「特別な追加」をした上で承認を要請する必要があるとした。要請を国連経由で伝えられるかというベントヴの問いに対しては、シェルトクは「パイプがない」〔5〕と答えている。かくしてアラブ諸国にも承認を要請する事が決定されたが〔5〕、シトリトはアラブ人に対する、スファラディーム特有の複雑なプライドと不安をにじませた発言をしている。「我々の主権を侵害しているアラブ諸政府に〔承認を〕要請する事は、彼らの行動に耳を塞ぐようなものだ」〔5〕。これに対してベングリオンは、ツイスリングが既に言った通り、要請の際には我々は敵対行為を中止するよう要求するだろうと答えている（16日）。

第一次中東戦争の勃発の翌日に、アラブ諸国にイスラエルを承認するよう要請すべきであるという意見が、敵対行為を事前に中止する事を前提として、内閣において支配的になっていた事は注目される。内閣全体が早くも講和を考慮する姿勢に傾いた背景には武器不足、武器購入資金の不足、入植地の放棄など前線の極めて深刻な状況があった⁽⁵⁸⁾（16日）。

② 議会と内閣へのアラブ人の参加——「統治と法の諸措置」令1～2条——

16日閣議における「統治と法の諸措置」令1条(A)と2条(A)の文言をめぐる議論は、その後のイスラエルにおけるアラブ市民の位置づけを考える上で示唆に富む。

16日閣議でツイスリングは、暫定国家評議会へのアラブ人の参加に言及した1条(A)第2段落「イスラエル国家を承認している、アラブ人と国の住民の代表たちは評議会に参加させられるであろう。しかし評議会への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう」(16日原案)[11]について、「国の住民たるアラブ人の代表たちは評議会に参加する資格があるが、評議会への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう」[20]と修正するよう求めた。つまり「イスラエル国家を承認している」という文言を削除し、「評議会に参加させられるであろう」を「参加する資格がある」と直したのである。

第一の争点は、「イスラエル国家を承認している」という文言が必要であるか否かであった。シェルトクが原案支持、つまりこの文言を残すという意見であったのに対し、ベントヴとベングリオンは削除に賛成であった。ベントヴは「国家を承認している」という文言は余計だと述べ、イギリス議会に参加したアイルランド人がイギリス支配を承認していなかった例を挙げる。[それと同様に]イスラエル国家を承認しないアラブ政党があると想定できる事になるが、このような状態は「合法的だろうか」[20]と彼は問う。また「承認している」という表現は、選挙に参加したい全てのアラブ人の「自分はイスラエル国家を承認しているという」宣言を義務づける事になるが、ユダヤ人にはそのような宣言を要求しない以上、それは差別にほかならないという。ベングリオンもベントヴは正しいとした上で、「承認している」の代わりに「そのように欲している」と言う事も恐らく可能であるとする。つまりアラブ住民がイスラエル国家を承認する事はイスラエル市民である以上当然であり、イスラエル国家を承認しないアラブ政党は、国内に存在する事も、国家評議会に参加する事も原理的にはあり得ないというのがベントヴとベングリオンの前提であった

が、この前提から言えば「承認している」という文言は正に「余計」なのであった。しかしこの考え方と対比して初めて、原案を残すというシェルトクの主張の意味が浮かび上がる。彼はイスラエルを承認しないアラブ政党も現実に存在する可能性を念頭においていたのではないか。この解釈が正しいとすれば、イスラエル国家を承認しないアラブ人の存在をアプリアリに否定する行動派と、行動派と同様にユダヤ人国家は前提とするのだがそれを承認しないアラブ人の存在も現実として認める穏健派の国家観が、この一文言をめぐって鋭く対比されるのである。

第二の争点である「参加させられるであろう」(ישותפו) [11] については、前述のようにツイスリングが「参加する資格がある」(זכאים להשתתף) [20] と修正する事を求めた。ローゼンブルートは「参加する資格がある」と言うのと割合や数を暗に含意し、「加入する（資格がある）」(לשתף) と言うとその事を当局の手中に委ねる事になると述べている⁽⁵⁹⁾。他方、シトリトは「イスラエル国家を承認している」も「アラブ人」も削除し、「参加させられるであろう」を「参加するであろう」に置き換えたシンプルな文案を提示した。「国の住民の代表たちは評議会に参加するであろう。国の住民の一部の不参加はその権限を減じないであろう」[20]。シトリトはその理由として「我々は宗教と人種に関わりなく市民の権利を確立せねばならない」[20] と述べており、市民国家を求めた発言として注目される。シトリトのスファラディとしての境界的な自己認識から来る国家観であったかも知れない。

しかし結局 16 日閣議では、細部が変更されたのみで原案の骨子は残された。「イスラエル国家を承認している、国の住民たるアラブ人の代表たちは評議会に参加させられるであろう。評議会への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう」(1 条 (A) の 16 日修正案。2 条 (A) も同様に修正) [22] というのが閣議の終了時点での草案であり、これがその後、国家評議会で選出された第 5 回委員会の検討を経た上で、ローゼンブルートによって 19 日閣議に

再び提示された [36]。その際1条 (A) には「評議会によって定められるであろうところに従い」という文言が付加されていた (2条 (A) も同様)。これについては19日閣議では異論が出ず、そのまま可決された。従って最終的な条文は次のようになった。

1条 (A) [1段落省略] イスラエル国家を承認している、国の住民たるアラブ人の代表たちは、[暫定国家] 評議会によって定められるであろうところに従い、暫定国家評議会に参加させられるであろう。評議会への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう [38]。

2条 (A) [1段落省略] イスラエル国家を承認している、国の住民たるアラブ人の代表たちは、暫定国家評議会によって定められるであろうところに従い、暫定政府に参加させられるであろう。暫定政府への彼らの不参加がその権限を減じる事はないであろう [38]。

これらの最終的な条文は二つの方向性の妥協の産物であったと見てよいだろう。第一に、「イスラエル国家を承認している」という文言を残す事によってイスラエル国家を承認しないアラブ人も国内に存在し得る事を暗に認める、許容的な方向性である。第二に、「暫定国家評議会によって定められるであろうところに従い・・・参加させられる」という表現によって国がアラブ人の政治参加をコントロールする意味合いを強める、制限的な方向性である。特に最後に付加された「暫定国家評議会によって定められるであろうところに従い」は、議会や内閣へのアラブ人の参加が無制限の権利ではなく、一定の留保や限定を付される可能性を明示したと言えよう。また二つの条文の最後の一文は、アラブ人の参加・不参加があくまでも付随的であり、イスラエル政治を左右する不可欠な要因にはなり得ない事を確認した箇所であると見る事ができる。

③ アラブ地域の掌握とユダヤ化

1 (2) でも用いた閣議の軍事情勢報告の中で、アラブ地域の掌握とユダヤ化に関連する部分を整理・検討する。

エルサレムへの輸送道路を掌握する必要性から、沿道にある重要な町ラムレ（ラムラ）を「征服」「掃蕩」すべき事（לכבוש את רמלה, לנקות את רמלה）にベングリオンは度々言及している [9,44]（16・20日）⁽⁶⁰⁾。また彼はエジプトの大兵力がテルアヴィヴに向かっているとされる情勢の中で「我々はリッダとラムレの征服を加速し扉を閉めたい」⁽⁶¹⁾が、「追加の兵力なくしてリッダとラムレの征服は保証されない」[169] ため、北部の部隊の一部をテルアヴィヴのもと近くに移す事もあり得ると述べている（30日）。リッダは第一次停戦終了後の7月10日に、ラムレは12日に国防軍に占領され⁽⁶²⁾、両都市からはアラブ住民の大量追放がベングリオンの直接の指示によって行われたが⁽⁶³⁾、この征服と追放が少なくとも建国直後からベングリオンの軍事構想の一部として練られてきた事が上の発言から窺われる⁽⁶⁴⁾。またエルサレムの掌握上重要な位置にあるシャイフ・ジャラーフは、ここを防衛していたイルゲンが攻撃されて逃亡した結果、アラブ軍団に再占領された [44,68]（20日）⁽⁶⁵⁾。

エルサレムのユダヤ化は建国前からベングリオンの意図の中にあったが⁽⁶⁶⁾、ベングリオンが23日閣議でエルサレムへの兵力増強の見通しに触れた際に発した言葉も、エルサレムのユダヤ化への願望を改めてにじませている。「旧市街は征服され、恐らく数百年の後に初めてエルサレム全体がヘブライ都市になるだろう」[76]（23日）。

しかし他の場所についてはベングリオンは、意図的なユダヤ化どころかアラブ人が自発的に去ったかのような言い方をしている。「西ガリラヤ全土は我々の手中にある。アッコは陥落し、そこには多くのアラブ人が残ってはいない。これは理解しがたい現象である。昨日私はヤッフォにいた——このような都市を彼らがいかにして放棄したのか、私には理解できない。私がそこへ行ったのは20年ぶりだった。・・・我々はアッコでは多くの武器を見出さなかった」[33]（19日）⁽⁶⁷⁾。「アッコには極めて少ないアラブ人しか残らなかった」[64]（23日）。連立相手の諸政党の代表者が集まる閣議でアラブ人の「理解しがたい」退去を

強調したベングリオンの発言の意図は慎重に検討されねばならない。南部については26日閣議でベングリオンが、ガザへの爆撃は成功しなかったが、マジユダル⁽⁶⁸⁾への攻撃は「大いに成功し」アラブ人は逃亡したと報告している[127]。

既に4月下旬に事実上陥落していたハイファについては、ベングリオンが30日閣議で、ハイファのイギリス領事がハイファ市長に向かって自分はアラブ人がハイファに帰される事を望むと言った、という内容の手紙を同市のアラブ財産監督官から自分[ベングリオン]は受け取ったと報告している。ここでベングリオンの示した一般方針は、政府の所に直接来ない要望には回答する義務はなく[170]、イスラエル支配地域においては政府のみが決定権を持ち、問い合わせに回答する事ができる[175]というものであった。

ハイファ地域では、22～23日にタントゥーラ村(前出)の、住民の追放と虐殺を伴う制圧⁽⁶⁹⁾があったが、23日閣議では言及されていない。26日閣議では議題リストの第六項目が削除され、それに該当する9頁強[153～162]の議事録が削除されている。タントゥーラの制圧については24日付のニューヨーク・タイムズで報道されている事から、26日議事録の大幅な削除部分は同事件についての話し合いであった可能性が考えられる。なお26日閣議の他の部分では同事件には一言も言及されていない。タントゥーラについては早い段階で掃蕩が決定されていた事から(註69参照)、防衛の最高責任者であったベングリオンが全く関知しなかったと考えるのは困難である。彼が23日閣議で国防相就任時期を曖昧な理由で引き延ばそうとしたのも、この重要な村の制圧計画を事前に把握しており、実行の詳細な報告(虐殺を含む)を受けた直後であったからではないか。

対レバノン・シリア戦にマロン派やドゥルーズ派などの少数派を利用しようとしたベングリオンの戦略も注目される。エルサレムが解放されたらレバノンを戦争から出すべく兵力は同国に向けられるだろう、同国の半分がこの戦争に反対しているという政治的条件がある故にそれは大きな軍事的努力を要しな

い、と彼は述べる。マロン派の使節が来て援助を提案しているという報告も受けているとし、マロン派部隊が我々と共に歩く事もあり得なくはないとも続けた [128]。高地ガリラヤのベドウィン部族が既に我々と共に戦っており、シリアも不満を持つ少数派であるドゥルーズ派を抱えている。我々がレバノンのキリスト教徒少数派 [マロン派] を行動させる事に本当に成功すれば、シリアに対して強いインパクトを持ち得る。このようにベングリオンは展望したが [129] (26日)、パレスチナ・レバノン・シリアの住民のアイデンティティーの複雑さと対立を利用した分断政策、特にマロン派との提携への関心は、建国前 (1937年) にもベングリオンが表明していたものであった⁽⁷⁰⁾。

またカプランの提案により、アラブ財産に関する購入命令を出す権限がカプラン、ローゼンブルート、シトリトに与えられた [48] (20日)。征服地法に関しては、30日閣議でベングリオンの不在時に触れられている。シェルトクは、これは法令の承認の問題ではなく大変重大な事柄の取り決めの問題である故に、ベングリオンなしで話し合う事はできないとした。シェルトクは、この件を扱う委員会 (ツイスリング、ローゼンブルート、シトリト、シェルトク) に征服地法の内容について国防相と共に決める事を委ねる、と決定された事に触れ、国防相と合意の上で委員会で意見が一致すればその決定が政府全体の名で公表され、他方意見の相違があれば政府に持ち込まれるだろう、と述べている [197] (30日)。

④ 国境線問題

20日閣議でベントヴは、国連によって画定された国境線の尊重について次のように宣言する事を提案する。「イスラエル国家は国連決議に定められたところに従い、アラブ人国家の国境線を尊重するであろう。もしそのような国家が建てられて経済連合に由来する義務を引き受けるなら、或いは経済連合の諸条件を満たすであろう国連の支配権がそこに樹立されるなら」 [47]。ベントヴ案についてはシェルトクとベントヴの間で明確化を行って次の閣議に提案を持

ち込む事をシェルトクが提案し [実際には 26 日に持ち込まれた], そのように決定された (20 日)。

26 日閣議では, シェルトクがワシントンのエプシュタイン大使からの電報に基づいて次のように報告した。イスラエルがエレッツ・イスラエルのアラブ地域から外国 [アラブ諸国] 軍を追い出す事態になると, 同地域はアブドゥッラー王に約束されていたためイギリスは介入せざるを得ない, と駐米イギリス大使バルフォアが米國務次官ロヴェットに語り, 更に英国大使が示唆するには, アブドゥッラー王はエルサレムとイスラエル国家領のその他の地域も併合したいという願望を持っているという [131]。これを受けてベントヴは「国境線についての定式化が必要」[134] との認識から, 国境線問題について実際にシェルトクと明確化を行った結果を報告する。「今我々にとって, エレッツ・イスラエルの諸部分を近隣諸国が併合しようとする意図に対する政策がなければならない。一方では我々には 11 月 29 日の国境線を守るという路線がある。他方ではエレッツ・イスラエルの諸部分を近隣諸国が併合するか否かについて我々は関心がないと語る事ができる。他の諸国が近隣地域まで到達しないようにアラブ人国家が樹立される事を我々が要求する事もあり得る」[134]。すなわち国連分割決議の国境線を守りつつトランスヨルダンの併合攻勢に対抗し得る道は, アラブ人国家が予定通り建てられるようにイスラエルも要求する事である, というのである。ベントヴが「私とシェルトクの間には大きな意見の相違はなかった」[134] と総括するベントヴ・シェルトク提案 (宣言すべき内容) は結局, 次のようであった。「我々は 11 月 29 日に定められたところに従い, アラブ人国家の国境線を尊重する。もしそのような国家が建てられて経済連合に由来する義務を引き受けるなら, 或いは経済連合に由来する諸規定を満たすであろう何らかの体制がこの領域に国連の名で樹立されるなら。そして近隣諸国が何らかの領域を併合したいなら——我々は権限の及ぶ限りの手段を尽くしてこれに反対するであろう」[134]。

ここで注意すべきは、アラブ人国家の樹立への支持が、パレスチナ・アラブ人に対する友愛ではなく、パレスチナ併合の野心を持つトランスヨルダンなどが「近隣地域まで到達」するのを防ぐ緩衝剤をつくり出すという意図に由来していた事である。それは1948年8月初にシェルトクが表明する<西岸におけるパレスチナ人独立国家>提案の原型であったと見る事もできよう⁽⁷¹⁾。しかしベントヴ・シェルトク提案が提示された後、ベングリオンはある問題を討議したい場合は36時間前に議題を通知するのが規則であるという理由で、国境線問題の討議を打ち切るのである（26日）。

30日閣議ではシェルトクが、ロンドンのナフム・ゴールドマン（前出）の「我々は11月29日決議の国境線を主張する」[175]という発言を報告した。それは、我々が「[ユダヤ人国家領に割り当てられている]ネゲヴを[イスラエルが征服した]西ガリラヤの一部と交換する用意があるか」[175]⁽⁷²⁾をある諜報将校が調べようとした際にゴールドマンが言った言葉であった、とシェルトクは説明する（30日）。

このように少なくとも1948年5月末の時点では、国連分割決議の国境線を尊重し、パレスチナにおけるアラブ人国家の樹立を支持する立場が（アラブ諸国によるその領域の併合を防ぐという戦略的側面を持っていたにせよ）、イスラエル暫定政府と関係者の間に選択肢としてまだ生きていた事を本議事録は克明に浮かび上がらせている。

⑤ 政府・官庁におけるアラブ市民の扱い

建国後2週間を扱う本議事録では、イスラエルに残留するアラブ人を国家（政府・官庁）がどのように扱うかという問題が大きく浮上している。この問題は具体的にはヴァアド・レウミから政府への業務移管、宗教省の設置及び役割、内務省と国籍問題、法務省とヘブライ法及び裁判官任命問題、少数派省をめぐる話し合いに凝縮して表れた。

(i) ヴァアド・レウミから政府への業務移管

23日閣議でカプランが提起したヴァアド・レウミから政府への業務移管は、「我々の拡大に伴ってアラブ人を扱い始める必要性」[78]に由来していたが、それを彼が痛感したきっかけは、後述するシトリトの場合と同様に陥落後のハイファの視察であった。「私がハイファにいた時、[ユダヤ人とアラブ人の]共同病院の問題が鋭い形で私の前に提起された。我々は委任統治政府から、市が取り扱わねばならなかった一連のサービスを受けていた。しかし[今や]中央機関の取り扱いが必要である」[78]。民族機関から政府への業務の移管は市民国家としての方向性の試金石でもあった。

ツイスリングは、ヴァアド・レウミは消滅してはならないという意見であった。彼は「その内部に非常に多くのユダヤ人に加えてアラブ人市民もいるであろう平和な時代のイスラエル国家においては、我々はユダヤ機関の地位を守らねばならないだろう」という考えから、「国家領域の内と外に住むユダヤ人を包摂するであろう、エレッツ・イスラエルのユダヤ人のためのヴァアド・レウミを実現せねばならない」[80]と主張する。「ユダヤ人イシューヴに行動領域を残すなら——ヴァアド・レウミに存続の根拠はある」のであり[80]、ヴァアド・レウミから業務の一片一片が引きはがされるなら「建物全体の土台が揺らぐ事になる」[80]という。一方、「アラブ人のヴァアド・レウミ」[80]⁽⁷³⁾も存在するだろうと彼が発言している事は注目される。「これ[アラブ人のヴァアド・レウミ]は、たとえ国のユダヤ人、その力や権限が増加しても[組織的規模は]減じられないだろう。権限がどのようにになるか、それ[アラブ人のヴァアド・レウミ]と国の関係がどのように設定されるかについて私は固定観念を持たない」[80]。ここにマパムの党理念の根底にあった二民族国家論（一つの国家の中に二つの民族がそれぞれの自治的な個性を保ちながら市民として共存するという主張）の残照を見る事は可能であろう。

ヴァアド・レウミ存続論はレメズやシトリトによっても展開されたが、存続形態についてはツイスリングとは意見が異なった。現在ヴァアド・レウミには

保健・教育・福祉・文化業務が残されているが、レメズは「アラブ人の事も扱い始めねばならない」[81] ため全業務を国へ移管する事を主張して、名称も内容も一切変えないとするツイスリングの存続論とは一線を画した。そしてヴァアド・レウミ自体は「エレッツ・イスラエルの全ユダヤ人を統一する枠組みとして」[81] 名称を変えて存続させ、「公式の国家領域の外にいるユダヤ人に対する〔民族的〕サービスを保証する」[81] 役割を担わせる事を提案したのである。レメズは、このような枠組みがなければならないのは「この地全土もまたいつか統一されるだろうという希望からなのであり、その時まで〔国連分割〕決議を守らねばならないのだ」[81] とも付け加える。その主張は、社会主義的理念に基づく連邦におけるユダヤ人とアラブ人の自治的共存という社会主義シオニストのユートピアの残光と共に、今は分割決議を遵守していてもいつかは「分割されない（本当の）エレッツ・イスラエル⁽⁷⁴⁾」を実現したいという、膨張主義的なシオニズム理念の片鱗をも垣間見させるものであった。

シトリトは、教育・保健・宗教・社会的扶助は政府のサービスであり、いずれ帰還するアラブ人にも差別なく提供されねばならない一方、「特別の集団や特別の共同体に属する任務」[82]はヴァアド・レウミに帰属させ得ると述べた。シトリトは、自ら視察した陥落後のハイファの状況に基づいてアラブ人の帰還を前提とし、帰還したアラブ人はユダヤ人と平等の市民として扱われるべきであると、故にアラブ人を包摂するような政府の任務のあり方が求められると考えていた。「教育や保健、これらは政府の任務である。特にもし我々が、この地から移住したアラブ人全員がこの地の外にとどまるわけではないだろうという事を考慮に入れるなら。彼らの大部分には莫大な財産がある。・・・私は彼らがその地を去るという考え方と妥協したとは思わない。・・・彼らは単に、我々と彼らの間の恒常的な取り決めを待っていただけなのだ。彼らが帰り始めるためには、彼らに善意を証明するので充分である。・・・もし彼らが帰るなら——私の意見では確かに帰るだろうが——我々は教育、保健、宗教そして同

様に社会的扶助のような他のサービスについていかなる差別もないやり方を決めねばならない。なぜならそれらは全員に共通する政府のサービスだからである。我々はユダヤ人に与えるのと正に同程度にアラブ人に与える必要があろう。なぜなら彼らはその地の市民であるだろうからであり、市民として悪い方に差別されてはならないからである」[81～82]。市民国家の理念をにじませる彼の見解は、後述する宗教省をめぐる議論にも表れており、注目に値する。

ヴァアド・レウミの存続問題をレメズは30日閣議で再び提起している。エルサレム・ナハリヤ・外部入植地のような「国家領域の中にないエレッツ・イスラエルの諸地域」の問題が今喚起されているが、この問題には「非公式の道具」[141]が必要であり、ヴァアド・レウミの「清算」について決めるのはたやすいが、これらの領域の問題に関連する制度として残す方がよいと彼は示唆した。ベングリオンは、ヴァアド・レウミの件は今日の議題にはないが、この議論によって「国境線の外の諸共同体の運命」[142]という今後の閣議で話し合い得る問題が提起されたとした。

「国家領域の中にないエレッツ・イスラエルの諸地域」——ツイスリングが暗黙の前提とし、レメズとベングリオンが自明の事のように口にしたこの言葉には、その後のイスラエルとアラブ諸国及びパレスチナ人との関係を規定する事になる根源的な領土認識が凝縮されていた。委任統治が終了しても委任統治領とほぼ一致する「エレッツ・イスラエル」概念が清算されなかった事実は注目されてよい。分割されない「エレッツ・イスラエル」が現実の国家領域を越える自明の＜理念的領域＞として常に想像され、そのイメージが暫定政府（しかも特に左派政党の閣僚）に抵抗なく共有されていた事実は、後のイスラエルの「1949年国境」⁽⁷⁵⁾を越える膨張的な対外行動を説明する一つの手がかりとなる⁽⁷⁶⁾。

(ii) 宗教省の設置及び役割をめぐる議論

23日閣議では、シャピラが宗教省が必要である理由を述べた。「諸宗教が国の中に存在せざるを得ない——アラブ人が来るだろうしキリスト教徒が存在す

るだろう。イスラエル国家にはイスラエルの宗教とは別に、全ての宗教が存在するだろう。・・・もし他の諸宗教をヴァアド・レウミに送ったら、彼らはあなたにこう言うだろう。我々はヴァアド・レウミと何の関係があるのかと。・・・[故に] イスラエル国家において宗教相ポストはなければならない」[85]。このようにシャピラはイスラームなどの他宗教をも管轄する上で宗教省が必要であると考えたが、同様にアラブ人を視野に入れて宗教省の必要性を語ったのはシトリトであった。「アラブ人がこの問題に関心を持つであろう事を私は些かも疑っていない。そしてもし我々が宗教省を設立するなら——そしてこのような省を設立する必要があるのだが——アラブ人を考慮に入れて、委任統治政府の下で彼らが持っていたのと同じ諸権利をあらゆるやり方で彼らに与える必要がある」[82]。シトリトは更に踏み込んで市民国家への願望を表明している。「我々はある程度柔軟でなければならない。将来アラブ人が元気づいた時には、我々は[政府への] 彼らの参加の道を見出さなければならないだろう。さもなければ[彼らは] 次のような正当な主張をするだろう。自分達はその地の市民であるのに、[国は] 自分達をいかなる事にも参加させていない、と」[82]。シトリトのこの「市民国家志向」は、彼が別の所で言及しているスファラディームの市民的権利の保障という問題意識と通底していたと見てよいであろう。

急進左派の立場から宗教省の必要性に懐疑的であったのがツイスリングであった。宗教は党の問題ではなく「ユダヤ人全体、国全体の問題」[87]なので、フィシュマンに与える事が目的で宗教省を設けてはならないとも彼は示唆する。彼は宗教的自由を主張し、宗教事項への国の介入は「我々が知るあらゆる形の内戦を引き起こすだろう」[87]と警告した。「イスラエル国家はイスラエルの祝祭、安息日、節目を尊重するだろう。イスラエル国家はユダヤ人の心の中に脈打つ全ての宗教感情を尊重するだろう。・・・しかしイスラエル国家は、国として宗教事項を指導できない。そのような事についてはラビ職が任命され、

これを行うだろう。宗教事項への支持・不支持，介入・不介入の責任，他の諸宗教——ムスリム評議会や様々なキリスト教諸派の組織——の責任を我々自身が背負い込むのだろうか！？我々は一つの事のみを引き受けるだろう。その一つの事とは，宗教感情を尊重し宗教的自由を与える事である。」[86]。

ツイスリングの世俗的な議論にレヴィンは反撃した。「・・・アグダト・イスラエル代表として私は黙ってられない。我々の見方は，イスラエル国家では宗教は我々の生活の根本であるというものだ。・・・宗教は特別な事柄であるのみならず事柄全体であり，イスラエル国家ではそれが考慮されねばならない。もし他の諸宗教のために特別な宗教的部局が必要だという事が我々にとって明らかなら，何故，宗教が全てであるイスラエルの民 (עם ישראל) のために宗教的部局をつくる必要がないのだろうか」[87]。

票決に際してツイスリングは，宗教省の設置問題は政府の権限外であると主張した [91]。「・・・このような本質的な問題については国家評議会の決定が必要だ。これは緊急時の問題ではない——これは根本の法の問題である。この事を国家評議会に持ち込む事を票決前に私は要請したのだ」[92]。官庁の枠組みを政府主導でつくり上げてしまおうとするベングリオンの傾向にツイスリングは抵抗したが，「そうは [政府の権限外とは] 思わない」[91] と断言するベングリオンに押し切られ，宗教省の設置が決まった (23日)。

宗教省設置をめぐる以上の議論では，シャピラとシトリトが明確にアラブ問題を視野に入れて設置を主張したのに対し，設置に消極的なツイスリングと推進派のレヴィンのやりとりで焦点となったのは宗教への国の介入の問題であり，レヴィンの議論ではユダヤ教以外の宗教に言及される事はなかった。宗教相に就任するフィシュマンも「他の宗教の大臣にはなれない」[142] と述べている (26日)。ユダヤ教正統派・超正統派の世界観においてアラブ人やイスラームの存在感が欠落しがちであった一例をこれらに見る事ができよう。

(iii) 内務省と国籍問題

26日閣議でローゼンブルートは国籍に関する事項は移民相ではなく内相の任務である [138] と述べ、ベングリオンもいずれの管轄であるかを決定せねばならないとしたが [144]、ローゼンブルートは移民相の管轄下におく措置が暫定的である事に鑑み、先ほどの抗議を放棄すると後から述べた [144]。組閣と、省庁間の業務分担の大枠の決定の方を優先させねばならないと判断したのであろう。

しかし、国籍はやはり移民相ではなく内相の管轄であるとする人々もいた。ツイスリングはそう考える理由として「アラブ人もいるし、その地の住民がいる」 [144] 事を挙げている。移民相に内定しているシャピラは、内相には多くの事を与えたので今決めてはならないと述べて暗に反対し、この問題を委員会に戻す事を提案した [144]。ベングリオンは内相（グリュンバウム）が今不在なので我々は話し合わず決めもしないとし、委員会に戻すとする [144]。カプランはこの件を先送りにすると紛糾を招くとし、国籍法は内相に「管轄事項として」提案するとした [145]（26日）。決着がついたのは30日閣議であり、カプランは委員会が国籍に関する事項を内務省に移す事を決定したと説明した [178]（30日）。

内務省管轄で落ち着いた国籍問題の本質は、この問題を移民省に管轄させなかった事にあった。ユダヤ人のみを対象とする移民省に国籍問題を委ねるか否かは、ツイスリングらが気付いていたように、イスラエルが国内に残留するアラブ人の存在にも配慮する「市民国家」性を今後持つか否か、という重要な制度的含意を持つ問題だったからである。

(iv) 法務省とヘブライ法及び裁判官任命問題

23日閣議では、法務省にヘブライ法の専門家をおく件をめぐるシャピラとローゼンブルートの間にやりとりがあった。ローゼンブルートは法務省内にヘブライ法の専門がいなければならぬという事は認めたが、自分の理解が正しいとするとその専門家は局長か副局長でなければならないという条件があ

る、と述べた。シャピラはそれについては後で話し合うとしたが、ローゼンブルートはヘブライ法の専門家を法務省の要職に就ける事は法相ポストが自分の手に渡るための条件ではないとし、「このような条件を受け入れる事はできないだろう」[83]と繰り返した(23日)。世俗的法治国家の理念に宗教シオニストであるシャピラが異議を唱え、議論を巻き起こした形であるが、ここでのシャピラの議論においてはヘブライ法の施行に関心が集中するあまり、アラブ人とその宗教(イスラームとキリスト教)への配慮は欠落していた。

23日閣議において法務省とアラブ問題の関連でもう一つの焦点となったのが、裁判官の任命問題であった。ローゼンブルートの立場からすると裁判官の任命は緊急の課題であり、今週開かれる国家評議会が、裁判官と官僚は目下勤務し続けるであろうという内容の短い法令を採択する事を彼は提案している。「統治と法の諸措置」令4条[14条の誤りと思われる]⁽⁷⁷⁾によると暫定政府は裁判官を任命できるが、自分はまだ法相ではなく、そうであったとしても任命する権限があるとはまだ決められていないのだが[83~84]、「しかし先に述べたように政府はこれを行う事ができる。私は・・・全ての裁判官を新たに任命するという提案を持って来る事はできる。政治的観点からするとこれ[任命の措置]はそれほど望ましくないかも知れない、なぜならこれはアラブ人裁判官には適用されないだろうからだ。そうではなく[その措置は]裁判官は自らの任務を果たし続けると曖昧に言っているのであり、これはアラブ人裁判官も含むのだが、[実際には]彼らは逃亡してしまったのである。それが意味する事、すなわち我々がユダヤ人裁判官のみを任命するという事は公表されないのが恐らく本当は望ましい」[84]。ローゼンブルートは、裁判官はユダヤ人もアラブ人も等しく勤務し続けるのが本来であると考えたが、実際にはユダヤ人裁判官のみを任命せざるを得ない状況があるため、それを公表する事を躊躇したのである。「市民国家」に対する自らの信念と、国家が領土と制度の両面でユダヤ化されつつある現実との相剋に直面する法相の苦渋が、行間ににじむ⁽⁷⁸⁾。

(v) 少数派省

26日閣議でシトリト（警察・アラブ担当相）は警察とアラブを分ける事を提案し、ベドウィンへの監視について語る必要はないとした〔136〕。

30日閣議ではアラブ省が「少数派省」と改称された。きっかけはツイスリングの発言であった。「名称の公表だが、アラブの諸事項のための大臣〔という名称〕は私にとって快いものではない。この言葉は差別的な政治的解釈と説明されざるを得ない。アラブ人としてのアラブ人を対象とした特別な法はない」〔184〕。これを受けてベングリオンが「少数派〔複数形〕の諸事項のための大臣」（以下「少数派相」）という名称を提案し、「少数派の諸事項のための省」（以下「少数派省」）と省の名称を改める事が決定された。併せて、警察省を別個の省とする事も決定された〔184〕（30日）。

アラブ問題にもともと関心の深いシトリトとツイスリングが、警察省とアラブ省を分け、後者の名称を変える事を提案したのは自然な流れであった。警察省から切り離す事になったアラブ省を「少数派省」と改称したのは、アラブ人に対する差別的なイメージを和らげるという点で少なくとも形式的には意味があった。しかし別の角度から見れば、「少数派省」という新名称を提案したベングリオンは、アラブ省という「差別的な名称」へのツイスリングの反対論に乗じて対外的なカモフラージュに成功したとも言えよう。「少数派省」という曖昧な名称は、アラブ関連事項を扱うというこの省の深刻な内実を覆い隠す上で、「アラブ省」という直接的な名称よりはるかに無難であったからである。

終わりに——暫定政府に残存していた「アラブ人帰還」と「市民国家」の選択肢——

建国後の僅か二週間を扱う本議事録には、冒頭で述べた「権力」の所在と「国の理念」をめぐる論争を背景として、国の宗教性と世俗性・政軍関係・アラブ

市民の位置づけなどイスラエル国家の性格を決定し、パレスチナ問題のその後にも大きな影響を与える事になる原理的な諸問題が正に「濃縮」されている。それらは、建国直後のイスラエルにおいて対アラブ政策決定が行われた「環境」と「文脈」そのものであったと言えよう。

前稿で紹介した『人民執行部議事録』と同じく本議事録でも、「緊急時」を名目に国家評議会を通さずに暫定政府主導で重要な制度の枠組みの確立を急ぐベングリオンに対して、立法府に強い権限を与える世俗的法治国家への信念から度々異議を唱えたローゼンブルートとツイスリングの存在感は際立つ。二人は、国防軍や宗教省の創設など国の根幹を規定する案件については戦時中であっても国家評議会の承認を得るという正統的なプロセスを踏む事をベングリオンに迫り、しばしば彼と対峙した。緊急事態を理由にした暫定政府の超法規的措置や、連立内閣の不可欠な要素である宗教勢力の過度の政治介入を抑え、議会制民主主義と思想・信条の自由を守ろうとした彼らの、イスラエル政治史において忘れられた観のある「異論」と「抵抗」は、アラブ問題に対する彼らの考え方も深く連動しており、輝きを失わない。「民主主義国家における市民は政府にではなく、国家に対して忠誠心を持つ事を義務づけられる」——兵士の忠誠の誓いが誰に対して向けられるのが問題となった時、「政府」を主張するベングリオンの強権的な方向性をまっすぐに牽制したローゼンブルートの言は、民主主義の本質を捉えて今なお鮮烈である。

本議事録全体を通じて浮かび上がるのは、少なくとも建国後二週間においては、アラブ人が帰還しイスラエルが彼らを含む「市民国家」になる可能性と、国連分割決議の国境線の尊重及び経済連合の成立を前提としたアラブ人国家の樹立の可能性が、いまだに現実味を帯びて語られていた事実である。しかも5月16日には既にアラブ諸国へのイスラエル承認の要請について話し合われており、早期講和の可能性さえ意識されていた。「市民国家」としての方向性を支持した一人として、シトリトの存在感はとりわけ重い。彼は国家評議会にお

けるアラブ人の参加についての議論の際には「宗教と人種に関わりなく市民の権利を確立」[20] する必要性を説き、ヴァアド・レウミから中央政府への業務移管についてはアラブ人が「市民として悪い方に差別されてはならない」[82] という立場から支持し、宗教省の設置についてもアラブ人に宗教上の権利を保障するという立場から賛成し、アラブ人を治安対策の対象として扱う事への抵抗感から警察省とアラブ省の切り離しを要求した。アラブ諸国に承認を要請する事については慎重な姿勢を示したシトリトであるが、アラブに対して国家レベルでは警戒感を示しても個人レベルでは「その地の市民」[82] としての平等な扱いを主張した彼の政治的繊細さは、ユダヤ人とアラブ人の境界領域にあるが故にアラブ諸国では差別され、イスラエル国内ではアシュケナズィームから差別的な扱いを受けるスファラディームの特殊な立ち位置からも理解されよう。

更に、このような「市民国家」論は机上のみで考え出されたものではなかった。シトリトとカプランの発言が示すように、陥落後のハイファという「地上の現実」を目撃した事こそがアラブ人の帰還を現実的可能性として彼らに認識させ、ユダヤ人とアラブ人が市民として共存する事を可能にする制度への転換——公共性の強い業務を民族執行部であるヴァアド・レウミから中央政府へ移管するなど——の必要性を痛感させたのである。「市民国家」論に刺激を与えたこの時期のハイファの現実と、共存の可能性も考慮せざるを得ない「地方当局の論理」がそれなりの説得力を持って「中央政府の論理」と併存し得た流動的な時期があった事は、建国史を複眼的に捉える上でも検証される必要があるだろう。

しかし同じ様にアラブ人との共存を想定していても、シトリト、カプラン、ローゼンブルートの共存論と、レメズとツィスリングの共存論には、本議事録で見える限り微妙なニュアンスの違いがある事を指摘せざるを得ない。前者の共存論が、民族的出自に関わりなく民主主義の枠組みの中で万人に等しく権利を

保障する「市民国家」論に近いのに対し、後者の共存論は、1920年代～1930年代初頭に社会主義シオニストが抱いていた民族自治を単位とした連邦のイメージに限りなく近い。それはオーストリア社会主義者にも見られた「分離しながら共存する」複数の民族のイメージであり、委任統治領パレスチナと重なる「不可分のエレッツ・イスラエル」において現在国境外に住むユダヤ人にも民族的サービスを提供し、アラブ人にも恐らく同様の措置を否定しないという個人的自治の発想⁽⁷⁹⁾も伴っている。しかしこの共存論は、エレッツ・イスラエルの統一への願望と表裏一体であるが故に、ユダヤ人国家が後日領土的に膨張してアラブ人国家領域を併合する可能性を否定しないという、共存と本質的に矛盾する「危うい前提」を含んでいた事に注意しなければならない。

前述のように、国連分割決議の国境線の尊重は建国後二週間においては生きた選択肢であった。しかし例えば先のレメズの議論では、その国境線の尊重はエレッツ・イスラエル全土が統一されるまでの間であり、絶対的ではない。これに対してシェルトクは、国連分割決議の国境線の尊重をより厳格に捉えて「分割」を大前提とし、イスラエル国家の領域内にイスラエルを承認しないアラブ人が残留し得る事も想定しているように見える。シェルトクの共存論は国際法と国内法の遵守に基づく政策を主張するローゼンブルートなどの立場に近いが、本議事録の段階ではシェルトクはこの問題について多くを発言していない。

しかしシェルトクのその後の方向性が示唆される二つの重要な発想が、本議事録に既に見出される事を指摘したい。第一は、国連分割決議によってアラブ人国家に割り当てられた地域がアブドゥッラー王に併合される事を防ぐという文脈で浮上した、ベントヴ・シェルトク路線（26日）である。それは経済連合を前提として、国連分割決議で定められた「アラブ人国家の国境線を尊重」し、近隣諸国が併合しようとする場合には全力で対抗する[134]というものである。第二は、30日閣議でシェルトクが軽く言及した「ネゲヴ・西ガリラヤ交換論」[175]である。前者は後にシェルトクが表明する「西岸におけるパレスチナ人

独立国家」構想の原型となったと考えられ、後者は後の6月の閣議でシェルトクが選択肢として考慮する事になる。つまり5月末までにシェルトクは、国連分割決議の国境線の尊重を基本としながらも、戦局に応じて、将来の和平のために国境線の変更に柔軟に対応する方向性も同時に考慮しつつあったのではないかとの推測は成り立つ。

総括すれば、少なくとも建国後の〈危機の二週間〉における閣議のレベルでは、これまでに述べたような複数の選択肢が残されており、諸制度の方向性は意外に流動的であった。本議事録における削除部分の推定される内容を考慮しても、少なくとも5月末までは閣議のレベルでは「アラブ人追放政策」は存在しなかった。結論から言えば、それは暫定政府が対外的に不都合な政策を隠蔽しようとしたからではない。

確かに現実の軍事情勢は次第に難民の帰還を不可能にしていった。26日閣議の大幅な削除部分に該当すると考えられるタントゥーラ事件に典型的に見られるような村々の破壊と住民の退去が、6月の第一次停戦中の難民帰還阻止路線の土台を形成する事になる。少数派省や、ユダヤ教の保護を主に想定した宗教省が正式に設置され、官僚や裁判官も事実上ユダヤ人のみが任命されるなど、領土のみならず制度面のユダヤ化が紛れもなく進行していた。

しかし本議事録の詳細な検討は、何故「アラブ人追放政策」がこの時点では採択されなかったのかを明確にする。それはベングリオンを中心とするユダヤ化推進の願望と方向性が見られたにもかかわらず、全体としては明示的なアラブ人排除政策を票決で通すのが不可能なほど、アラブ人帰還を考慮に入れた「市民国家」的な共存論や、議会制民主主義と法治国家の原則を貫こうとする議論が暫定政府内でいまだ健在であったからであり、この状況下では「民族国家」モデルの極端な帰結としての「追放政策」は、単純に連立内閣の数の力学から見ても、政治的に無理のある、不合理な選択肢にほかならなかったからである。

- 1 ここで言う「権力」とは、「政治社会において人に対して何かを強制したり服従させたりする」力、かつ「強制力であると同時に、価値を配分する国家への自発的な服従（正当性の付与）を促す力」（猪口孝ほか編『国際政治事典』弘文堂、2002年、295頁）を意味する政治学用語としての authority（権威）に近いが、「権威」とすると日本語の文脈になじまないため「権力」と表現している。
- 2 本議事録の書誌情報は以下のようである。

.1978. מאי המדינה, גנוך המדינה, ירושלים: 30 במאי 16 במאי 1948, תרשומת ישיבות הממשלה הזמנית, כרך א, 16 במאי 30 במאי 1948, ירושלים: גנוך המדינה, מאי 1978.

- 3 例えばイスラエル外交政策研究の古典 Michael Brecher, *The Foreign Policy System of Israel*, New Haven: Yale University Press, 1972. 大岩川和正著『現代イスラエルの社会経済構造』（東京大学出版会、1983年）、奥山真知著『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』（東信堂、2002年）、森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』（岩波書店、2002年）などは政治とイデオロギーの関係への関心を方向性として含む少数派の著作に属するとも言えるかも知れない。しかし建国期に限って見ると、政治とイデオロギーの関係を実証的に分析し得た研究は少ない。パレスチナ難民問題の発生と固定化の過程を扱った代表的文献の一つである Benny Morris, *The Birth of the Palestinian Refugee Problem, 1947-1949*, Cambridge: Cambridge University Press, 1987 や、 Ilan Pappé, *The Making of the Arab-Israeli Conflict 1947-1951*, London: I.B.Tauris, 1992 も軍事・外交政策の分析によってその背後にあるシオニズムの多面性を間接的に照らし出しているが、関心の対象はあくまでも政治であり、政治とシオニズムの関係そのものではない。建国期も含めてイスラエルとアラブ世界の関係を扱った Avi Shlaim, *The Iron Wall*, London: Norton & Company, 2000 も国際関係論的な視野からの著作であるが、背景要因としてのシオニズムへの洞察は必ずしも深くない。逆に、アラブ人を排除する思想としてのシオニズムに関心を向ける研究は、思想そのもの或いはその帰結に関心を払うあまり、文脈としての政治への関心が不十分で、結論に至る過程に厳密な実証性を欠く部分があり、実証には不可欠な基本的政治史料を選択的にしか用いていない傾向がある。Nur Masalha, *Expulsion of the Palestinians*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992 や Pappé, *The Ethnic Cleansing of Palestine*, Oxford: Oneworld, 2006 に一部そのような面が認められる。更に、*The Birth of the Palestinian Refugee Problem, 1947-1949* においてシオニズムの思想的傾向への関心が薄い事を批判されたモーリスは、*Righteous Victims*, New York: Vintage Books, 2001（原著は1999）と前掲の自著の改訂版 *The Birth of the Palestinian Refugee Problem Revisited*, Cambridge: Cambridge University Press, 2004 でシオニズムがアラブ問題をどのように考えてき

建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（二）

たかを（前者においては紛争の歴史という形で）補足したが、政治とイデオロギーの関係进行分析するには至っていない。これらは著者たちの専門が政治学や国際関係論であるか、歴史学特に思想史であるかなどの点に関わる限界であり、両者を統合する研究が期待される所以である。

- 4 森まり子「建国期のイスラエル内閣閣議事録 史料紹介と予備的考察（一）——『人民執行部 議事録 1948年4月18日～5月13日』に見る統治権力確立過程とアラブ問題——」『東洋文化研究所紀要』第165冊所収、東京大学東洋文化研究所、2014年3月、199～202頁と関連註を参照。
- 5 森まり子、前掲論文。以下「前稿」はこの論文を指す。
- 6 同上、200～201頁。
- 7 本稿3(2)②と3(6)③を参照。
- 8 5月26日閣議でイスラエル国防軍令が採択されて(3(4)参照)国防軍が発足するが、それまでのイスラエル側の兵力は、後に国防軍の中核となるハガナーと、修正主義軍事組織であるイルグン及びレヒであった。これらの組織の説明は、前稿の註13を参照。
- 9 以下、本文中の括弧内の日付は当該の事柄が言及された閣議の日付を表す。本稿の扱う時期は1948年5月のみであるため、日付記載の際には5月を省略する。なおこの項目(1(2)①)の記述は、括弧の日付表示がある場合は閣議におけるベングリオンの軍事情勢報告に、それ以外は全てWalid Khalidi, *All that Remains*, Washington, D.C.: Institute for Palestine Studies, 1992, pp.577-578に基づく。また、暫定政府のメンバーは署名された文書で、軍事的状況についての日毎の充分な総括を受け取る事になった[36](19日)。
- 10 この入植地はイスラエル側の指示に反して放棄された。ベングリオンはこの放棄は論外であり、司令官は裁判にかけられると述べている[68](23日)。
- 11 前稿の註51を参照。
- 12 前稿の註58を参照。
- 13 本議事録に基づく記述の場合は、原則として閣議の日付のみを記す事とするが、引用箇所などの要所には[]で本議事録の頁数(便宜上私が付した通し番号の頁数)を適宜記した。また、本文(引用も含む)中の[]による補足は、全て私自身の補足である。
- 14 以下、地名は一部慣用に従ったが、適宜括弧か註に正則アラビア語の地名を補った。
- 15 マジュダル(アシュケロン、註68参照)の南10キロメートルのユダヤ人入植地。
- 16 1909年に創設された最初のキブツ、デガニヤは、1920年にデガニヤ・アーレ

- フとデガニヤ・ベイトの二つに分裂して現在に至る（大岩川，前掲書，28頁，註31）。
- 17 第一次アリヤー中に高地ガリラヤに建設されたモシャヴァー（ユダヤ人入植地の一形態）。アリヤーとはヘブライ語で「上昇」を意味し，ユダヤ人のパレスチナへの移住を指す。
- 18 ヘブライ語名 אַרְעוֹן，アラビア語名アッカーعكا，英語名 Acre。西ガリラヤの主要都市。
- 19 الخنطرةはハイファの南24キロメートルの海岸の村（Khalidi, *op.cit.*, pp.193-195.）。詳細は3(2)②と3(6)③を参照。
- 20 Folke Bernadotte (1895～1948)はスウェーデンの政治家。スウェーデン国王グスタフ5世の甥で，1946年にスウェーデン赤十字の総裁となる。第二次大戦末期には同赤十字を代表してヒムラーと交渉し，一部の強制収容所からのユダヤ人の釈放に貢献した。1948年5月20日，安保理は彼をアラブ・イスラエル紛争の調停官に任命する。彼は第一次停戦をもたらす事に成功したが，その延長についてのアラブの同意は取り付けられなかった。彼は，イスラエルに西ガリラヤを編入する事と引き換えにエルサレムとネゲヴ全体をトランスヨルダンに編入するという和平案を作成したが，9月17日にエルサレムで暗殺された。国連分割案から実質的に逸脱した彼の和平案は死の二，三日後に公表されたが，イスラエルの強い反対と1948年11月の国連総会で支持を得られなかった事により，実現しなかった（*Encyclopaedia Judaica, Vol.4., Jerusalem : Keter Publishing House, 1996, pp.669-670.*）。
- 21 人民執行部においては「警察・監獄・アラブ担当相」とされていた（前稿196頁）。名称変更の経緯については，本稿3(6)⑤(v)を参照。
- 22 ツイスリングは日記に書く事も禁止すべきだとしたが，ベングリオンはそれを防ぐ手だてではないと述べている [107]。
- 23 奈良本英佑『パレスチナの歴史』明石書店，2005年，153頁。
- 24 閣議には秘書官シャレフが常に出席しているほか，16日閣議には大蔵省事務次官ホロヴィッツが出席していた。
- 25 紙幅の関係で省略した議題は本文中に示さないため，欠落番号の議題については目次を参照されたい。
- 26 引用文の省略の記載の仕方は前稿に準ずる（点線ないし「省略」という記載とする）。
- 27 後に「統治と法の諸措置」令と名称を変更しているが，同一の法令である。
- 28 「暫定国家評議会」と同義。二通りの表記が議事録に見られるが，統一せず原文

のままとする。

- 29 16日修正案1条（A）と2条（A）の「国の住民たるアラブ人の代表たち」という部分は、前出の16日原案1条（A）と2条（A）では「アラブ人と国の住民の代表たち」という表現になっており、微妙な相違がある。
- 30 シオニスト行動委員会とは、シオニスト会議と会議の間の期間における世界シオニスト機構の最高機関。ヴァアド・レウミ (וועד לארצות) はイギリス委任統治下のパレスチナにおけるユダヤ人共同体（イシューヴ）の執行機関。以下、これらの組織について簡単に解説する。世界シオニスト機構は1897年にテオドール・ヘルツルによって設立された世界シオニズム運動を統合する組織であり、シオニストのみがメンバーとなっていた。委任統治協定第4条は適当な「ユダヤ機関（Jewish agency）」の承認を規定しており、世界シオニスト機構がそれに該当すると見なされたが、「ユダヤ機関」は1929年にシオニストではないユダヤ人もも包摂する事を決定して組織を拡大し、この「拡大されたユダヤ機関」がイギリスや国際連盟に対してイシューヴを代表する、政府に似た役割を担う事になった。従って世界シオニスト機構とユダヤ機関は緊密に結び付いており、両者の執行部は時に事実上同一であった。ユダヤ機関は執行部・政治局などを持ち、大体の組織的継承関係としては、イスラエル建国後に例えば執行部は内閣（人民執行部、後に暫定政府）に、政治局は外務省に移行し、執行部議長を長く務めたベングリオンは首相に、政治局長を長く務めたシェルトクは外相となった。この他、イギリス委任統治期にはイシューヴの内部自治を行う執行機関としてヴァアド・レウミ、議会としてアセファト・ハニヴハリーム（選出議会）が置かれ、委任統治政府に公式に承認されていた。建国後は、ユダヤ機関の対外的代表機能とヴァアド・レウミのイシューヴ内部に関わる業務を国に移行させる事が大きな課題となる。ユダヤ機関の執行部をはじめとする諸部局が内閣や省庁に衣替えし、ヴァアド・レウミの主要業務も国へ移行する中、以前の機能を殆ど明け渡したユダヤ機関やヴァアド・レウミの存続、或いはこれらの機関がイスラエル政府といかに分業するかの問題が浮上した（*New Encyclopedia of Zionism and Israel*, Cranbury, NJ: Associated University Presses, 1994, Vol.1., pp.751-753, Vol.2., pp.1338-1339, pp.1448-1449.）。本議事録では特にイスラエル政府とヴァアド・レウミの関係が焦点の一つとなっている。
- 31 「閣僚」に該当するヘブライ語。3（3）①参照。
- 32 エレッツ・イスラエルについては註47参照。
- 33 イシューヴについては註40参照。
- 34 ヘブライ語で「共同体」。ユダヤ人共同体の地域的な自治組織。

- 35 ヘブライ語で「警備員」。第二次移民のつくった初期の防衛組織（1909～1920）。ハガナーの母体の一つとなる。
- 36 エプシュタインがワシントンから送ってきた報告と追加の電報に基づくシェルトクの報告による。エプシュタインの電話の問い合わせに応じて国境に関する見解を示したのは、米國務省近東課長ヘンダーソン（Loy Henderson）であった（彼の影響力については Gabriel Sheffer, *Moshe Sharett*, Oxford : Oxford University Press, 1996, p.216 などを参照）。
- 37 イスラエルはまだ国連に加盟していないからである。
- 38 1895年にリトアニアに生まれ、ドイツに移住したシオニズム指導者。即時建国に向けての外交活動において大きな役割を果たした。イスラエルが建国された時には、シオニスト機構執行部の二人の会長の一人に選出された（*Encyclopaedia Judaica*, Vol.7, pp.723-724.）。
- 39 宗教的に敬虔なユダヤ人。ここではユダヤ教正統派に属す宗教シオニストを指す。
- 40 ヘブライ語の原義は定住地、住民。パレスチナのユダヤ人社会を指す。
- 41 更に詳しくは3 (6) ③を参照。註19も参照。
- 42 ベングリオンが出した国防相ポスト受諾条件は既に満たされており、閣内に異論はなかったにもかかわらず、何故彼が国防相ポストを受諾するまでに時間を要したのかについてツイスリングは執拗に明確化を求めている（ベングリオンとのやりとりは本議事録185～188）。タントゥーラ事件に関連すると私が推測するこの間の経緯について、ツイスリングもすっきりしない疑念を持っていた事を窺わせる（この時期には同事件は国際的に報道されていた）。
- 43 19日の最終的な審議では、3章以降は微修正を施されたのみで承認された[40]。
- 44 本議事録11頁のものは「統治と法の諸措置」令の16日原案、22頁は16日改正案、38頁は19日原案（16日改正案が第5回委員会では修正されたもの）。19日原案が19日閣議で更に修正されたものが19日最終版となる。法の名称は最終的に「統治と法の諸措置」令となるまでに二度ほど変更されている。1条(A)と2条(A)については、最終版は38頁。
- 45 総裁、支配者、司令官、指導者、監督者（Reuben Alcalay, *The Complete Hebrew-English Dictionary*, New York : Hemed Books, 2009, p.1580.）。歴史的にはイスラーム諸国におけるユダヤ教徒共同体の長（アッバース朝支配期を除く）。中世（10世紀以降）にはスペイン、カイラワーン、エジプト、イエメンにこのような長が存在した。モロッコ、アルジェリア、チュニジアでは16～19世紀にこのような長が存在した（*Encyclopaedia Judaica*, Vol.12.,p.758.）。ベングリオンはナギドの語の採用に

- 反対する理由はないと述べているが、シェルトクはユダヤ人共同体の半分がこの地生まれであり、あとの半分のうち多くのユダヤ人がイエメン系やドイツ系などであることから、この語には馴染みがないとしている [21]。
- 46 支配者、首長、司令官、主人。聖書では「千人隊長」「百人隊長」など軍事司令官、「群れの監督者」などの用例があり、他に天使や知事（地方長官）を意味する用例もある (Alcalay, *op.cit.*, p.2715)。シトリトは「我々が聖書の中に持っている名称を提案する」としてシャルの語を推した [21]。「閣僚」に当たるヘブライ語についての以上の議論は一見些細であるが、中世（ディアスポラ）の伝統よりも、ディアスポラ以前の古代の聖書の伝統が、イスラエルのユダヤ人の共通の記憶、ひいては統合手段として採用された事を象徴的に示している。
- 47 ヘブライ語で「イスラエルの地」。法的にはイギリス委任統治領パレスチナを指す。パレスチナ委任統治協定 (Mandate for Palestine) などの法的文書における「パレスチナ」(Palestine) という英語のヘブライ語訳は「エレッツ・イスラエル (ארץ ישראל)」とされ、委任統治領パレスチナとエレッツ・イスラエルは法的には互換的な概念であった。
- 48 1920年に創設されたユダヤ人自衛組織の名称でもある。ハガナーは、1948年に創設されたイスラエル国防軍の中核となった。
- 49 註8を参照。
- 50 ハーグ陸戦条約。1899年に締結され、1907年に改定された。
- 51 国家評議会で選出された第5回委員会が付加した「統治と法の諸措置」令18条には「暫定政府は陸・海・空における軍事力を創設する権限を有し」[36]とあるため、ベングリオンの主張は正しい事になる。
- 52 ローゼンブルートの法的手続きを重視する姿勢は、イスラエル国防軍令2条と7条をめぐっても表れている。彼は今戦っている人々の動員に法的根拠を与えると考えられる2条と7条を残す事を主張したが、2条はベングリオンの判断で削除された [115,117-118]。
- 53 「誓い」へのツイスリングの反対に対してベングリオンは、ブントやポアレイ・ツィオンにも誓いがあったと指摘し、自分やツイスリング（のような社会主義者）が誓う事を禁じられているとは言えない、と述べている [117]。
- 54 3・4条はツイスリングの提案によって一つにされて採択され、2条は削除されたため、5条が3条になった。
- 55 המבטוחの英訳は security ではなく、defense とされた（つまり国防相は defense minister） [122]。

- 56 この決議は、第一次停戦（1948年6月11日～7月8日）に結実した。
- 57 アリヤーについては註17を参照。
- 58 但し戦闘機などの兵器購入は行われており、10日～2週間持ちこたえれば戦局が好転するという予想がイスラエル側にはあった [34～35, 45, 67]。
- 59 ヘブライ語ではアラビア語と同様、同じ語根の動詞でもいずれの派生形を用いるかでニュアンスが異なるが、法律上かくまで細かいニュアンスの違いを出せる事について私自身は確認するに至っていない。今後の課題としたい。
- 60 ラムレのアラビア語表記はالرملة。נקは「浄化する、破壊する」を意味するヘブライ語の動詞。
- 61 リッド（ヘブライ語ではרִיד, アラビア語ではالريد）とラムレはエジプト軍が南部からテルアヴィヴに迫る際に經由する位置にあるため、この二つの町を征服する事がエジプト軍を遮断する事になる（1948年のパレスチナの主要道路と鉄道を図示した Khalidi, *op.cit.*, p.xxvii を参照）。
- 62 Khalidi, *op.cit.*, p.356.
- 63 Masalha, *op.cit.*, p.191.
- 64 しかし両都市からのアラブ住民の追放と移送という構想自体は、既に1938年3月にユダヤ機関の中で提起されていたともされる (*Ibid.*, p.203, note 56)。
- 65 シャイフ・ジャラーフはハガナーとの協定によりイルグンに渡されていたが、彼らは逃亡したとベングリオンは述べる。更にラムレでもイルグンは前進せず同じ場所にとどまっているため、「彼らに援助を与え、ラムレを掃蕩する事に我々は決めた」 [44] と述べている。ハガナーとイルグンはイスラエル政治の左右対立が絡んで「敵対関係」が強調されがちであるが、実際は国防軍の発足前に、ハガナーが対アラブ作戦でこのようにイルグンを援助・利用した側面がある事にも注意すべきである。1948年4月9日のダイル・ヤースィーン村の虐殺も両者のこのような協力関係の中で発生している。
- 66 森まり子著『社会主義シオニズムとアラブ問題』岩波書店、2002年、225頁。
- 67 西ガリラヤ地方、アッコ（註18参照）、ヤッフォ（יָפֹ, アラビア語名ヤーファール يافا）はいずれも1947年11月の国連分割決議でアラブ人国家領に指定されていた。
- 68 المسجدは現アシュケロン (אשקלון) の一部で、1948年にはガザに拠点を置くエジプト軍の前進基地であった。
- 69 1948年5月初までに海岸平野に残るアラブ共同体の最後の一つとなっていたタントゥーラ（人口1500人）は、国連分割決議ではユダヤ人国家領に入っており、イスラエル国家領となるべき地域の軍事征服計画である「ダレット計画」（1948年3

月策定)では制圧されるべき村の一つとされていた。5月9日、現地ハガナーの諜報将校とアラブ問題専門家たちは会合を開き、タントゥーラについて、他の村々と共に「(その住民を)追放するか服従させる」と決定した。その決定は2週間後の22日夜から23日朝にかけてアレクサンドロニ旅団によって実行された。「何百人ものアラブ人と大量の戦利品が我々の手に入った」という23日に出された軍の声明と、タントゥーラは海路パレスチナに入るエジプト兵をひそかに上陸させる地点であったというハガナーの主張が5月24日付の「ニューヨーク・タイムズ」に引用されている(Khalidli, *op.cit.*, pp.194-195; “The Tantura Massacre, 22-23 May 1948,” *Journal of Palestine Studies*, Vol.XXX, No.3, Spring 2001, pp.5-6.)。タントゥーラ事件は長らく封印されてきたが、イスラエルに「新しい歴史家」が登場してからユダヤ人元兵士とアラブ住民双方の関係者の証言をもとに真相に光を当てる試みがなされた。このような中で、タントゥーラでは追放のみならず、降伏後200人以上の非武装の村民が虐殺された事実もあった事を、テオドール・カッツはハイファ大学における修士論文(1998年)で指摘したが、彼は元兵士たちに名誉毀損で訴えられて裁判となった。かくして同事件とその裁判は1948年のイスラエルの「加害」をめぐる歴史論争の一部として注目を集めた(Ilan Pappé, “The Tantura Case in Israel: The Katz Research and Trial,” *Journal of Palestine Studies*, Vol.XXX, No.3, Spring 2001, pp.19-39.)。

- 70 דוד בן-גוריון, זכרונות, כרך רביעי, 1937, תל-אביב: עם עובד, 1974, עמ' 331. 後にアリエル・シャロンが国防相として1982年のレバノン戦争時にマロン派を利用したのも、このような発想の継承と言えよう(森まり子『シオニズムとアラブ』講談社, 2008年, 190頁)。
- 71 森まり子「モシェー・シャレット——パレスチナ問題とアラブ・イスラエル紛争をめぐるイスラエル穏健派外交の軌跡 1929～1956——」『ラチオ』第2号, 講談社, 2006年秋, 226～227頁。
- 72 この所謂「ネゲヴ・西ガリラヤ交換論」については、本稿「終わりに」を参照。
- 73 ユダヤ人共同体の民族的業務を担う組織としてヴァアド・レウミが存続するならば、アラブ人にもそれに該当する組織があってよいだろうとツイスリングは主張しているのである。
- 74 レメズは政治的には分割決議を遵守する立場であるが、理念的には「公式の」(現実の)国家領域と「本当の」(いつか実現すべき)エレッツ・イスラエルを区別して論じている。理念的な意味でのエレッツ・イスラエルの地理的範囲は論者によって異なるが、聖書と関係の深いヨルダン川兩岸を指すというのが伝統的な考え方であっ

た。しかしイギリス委任統治領パレスチナはトランスヨルダン（ヨルダン川東岸）と切り離された行政単位であったため、シオニストの中で対英関係を考慮する主流派（左派や中道）はエレッツ・イスラエルを委任統治領パレスチナと重なる領域として「想像」するようになった（これに対して右派は、行政的に切り離されたヨルダン川東岸もエレッツ・イスラエルの範囲であるとして声高に領有を主張し続けた）。そのようなエレッツ・イスラエルの中で左右を問わず多くのシオニストが心臓部と考えてきた地域がヨルダン川西岸とガザであり、両地域を含むエレッツ・イスラエル全土にユダヤ人国家を建てる事がシオニズムの目標とされた。1947年の国連分割決議はその目標の完全な実現を阻む面があり、分割決議で国際的に認められた国家領域と彼らが「想像」するエレッツ・イスラエル領域にずれが生じる。このずれが建国後のイスラエルの対外膨張的な行動の思想的背景となったという説明が可能である（註47も参照）。「穏健派」とされるレメズの、エレッツ・イスラエルがいつか統一されるという前提は、「シオニズムにおけるリベラルとは何か」という根本的な問題に我々を突き当たらせる。

75 1949年のアラブ・イスラエル休戦条約で引かれた国境線。

76 註74も併せて参照。

77 14条はイギリス当局が持っていた全権限が暫定政府に移行する事を規定している [14]。

78 ローゼンブルートは26日閣議でも、今働いている裁判官の任命を承認する事を提案している [163]。ツイスリングは国家評議会にこの件を持ち込んで、裁判官をいかに任命するかに関する法を決めた後初めて任命する事を提案したが、判決の法的効力の問題もあり一刻を争うと認識する閣僚が多く（シトリト、レメズ、カプラン） [164]。妥協案として「今働いている裁判官は、変更まで彼らの職務に勤め続けること」が決定された [165]。

79 居住地に関わりなく、その個人の民族的帰属によって自治を享受できるシステム。

An Introduction to and a Preliminary Review of the Proceedings of the Israeli Cabinet Meetings at the Time of the Establishment of the State of Israel (2): The Debates over the Character and the Institutions of the State of Israel and the Arab Question in *The Proceedings of the Provisional Government Meetings Vol.1., 16 to 30 May 1948*

by MORI Mariko

This paper gives an introduction to *The Proceedings of the Provisional Government Meetings Vol.1., 16 to 30 May 1948* and gives a review of its main contents, primarily, the Arab question. As a follow-up of my previous paper published in this journal in March 2014, it is also intended to be a preliminary step toward revisiting the formative years of Israel, this time focusing on the critical two weeks after the Declaration of Independence on 14 May 1948, during which the state authority was formed, various institutions founded, and most importantly, the ideals and future directions of the new-born state seriously discussed.

A close examination of the proceedings clarifies that, at least during these two weeks, both the possibility of Israel's becoming a "civil state" embracing Arab citizens who would return after the war and the possibility of the establishment of the Arab state within the boundaries determined by the United Nations Partition Resolution on 29 November 1947 were still considered realistic. At least at the level of the cabinet meetings until the end of May 1948, with an alternative of a "civil state" still alive and the institutional orientation of the state largely undecided, the Zionist ideal model of a "Jewish state" was not so self-evident as the conventional wisdom suggests. Judging from this situation, it can be concluded that there was no systematic policy to expel the Palestinians at least at

the level of the cabinet until the end of May, even when taking into consideration the deleted portions of the proceedings. The reason is as follows: although there was a long-standing aspiration to create an ethnically pure “Jewish state” among some Zionists, including Ben-Gurion, an expulsion policy was no more than a politically unfeasible option within the coalition government at that time, where the argument for Jewish-Arab coexistence in the “civil state” based on the assumption of the return of the refugees, and the argument for parliamentary democracy open to Arab citizens, were sufficiently effective to block the adoption of such an extreme policy by voting.